

会 議 録

名 称 平成30年度第5回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 平成30年12月25日(火) 午前10時00分～午後1時01分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室
出席委員 小橋昇 室井敬司 山田健太 菅野典浩 旦尾衛 鶴谷緑平 藤原和子 唐橋睦
中村重美 玉置肇 福田里香
説明員等 区政情報課長 好永耕
オリンピック・パラリンピック担当課オリンピック・パラリンピック担当係長 松岡敏幸
環境計画課長 安藤良徳 工業・ものづくり・雇用促進課長 香山桂子
調整・指導課長 加賀谷実 国保・年金課長 太田一郎 高齢福祉課長 尾方啓美
若者支援担当課長 小野恭子 保育認定・調整課長 有馬秀人
健康推進課長 鵜飼健行
事務局 総務部長 中村哲也 区政情報課長 好永耕 情報政策課長 齋藤稔
情報政策課情報政策担当係長 服部英樹 区政情報課区政情報係長 宮崎俊秋
区政情報課区政情報係副係長 小田純也 区政情報課区政情報係 岡田英朗

会議次第

(1) 審議事項

諮問第806号

「中小企業の振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」の運営・検証委託)

(2) 報告事項

報告第299号

「環境計画業務」における「環境に関する区民意識・実態調査」に係る外部委託の報告について

(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

(3) 審議事項

諮問第807号

「高齢者・障害者保健福祉業務」、「児童・育成手当等支給事務業務」、「ひとり親家庭援

助業務」、「保育園業務」及び「認可外保育施設運営業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(保健福祉総合情報システムの記録項目の追加)

諮問第808号

「子育て支援業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(子ども・子育てサービスシステムの記録項目の追加)

諮問第809号

「国民健康保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務等の委託内容の変更並びに糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務等の外部委託)

諮問第802号

「若者支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(希望丘青少年交流センターに係る運営業務委託)

諮問第810号

(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について

諮問第811号

「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合について

(母子保健システムの構築等)

(4) 報告事項

報告第300号

「健康推進業務」における区民意識調査の送付に係る外部委託の報告について

(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

(5) その他報告事項

国民健康・栄養調査にて、問題が起こった際の責任の所在について

「社会体育の普及・振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について

(「パラスポーツ大運動会」の運営委託)

高齢者名簿の警察への外部提供について

1. 開 会

会長 定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第5回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。

本日は、高山委員及び林委員から御欠席の連絡をいただいております。まだちょっと見えていない委員もいますが、審議を始めたいと思います。

まず、事前にお送りしております、前回、平成30年度第4回審議会の会議録について確認いたします。

平成30年度第4回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会会議録確認

会長 それでは、事務局から、当日の配付資料について説明をお願いいたします。

区政情報課長 当日の配付資料ですけれども、席上に諮問第810号（仮称）世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方についてというクリップどめの資料を置かせていただいております。御確認いただけたらと思います。

説明は以上でございます。

2. 議 事

会長 それでは、審議に入ります。

本日は、諮問案件7件、報告が2件、その他報告が3件となっております。

(1) 審議事項

諮問第806号

会長 まず、諮問第806号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

お送りしました資料の1ページをごらんください。「中小企業の振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課でございます。

審議のポイントは、こちらのクリアケースでお示ししている3番の外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。お願いします。

工業・ものづくり・雇用促進課長 それでは、説明させていただきます。工業・ものづくり・雇用促進課長の香山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、1の委託の件名でございます。「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」の運営・検証委託でございます。

2の委託の内容でございます。区は、世田谷区産業ビジョンに基づき、働く人それぞれのライフスタイル等に合わせた働き方を選択し、個性や能力を發揮することができる社会を目指し、施策を遂行しております。柔軟で多様な働き方の選択肢を増やす一環として、子育てしながら働いている人が自分のライフスタイルに合った働き方で働き続けられ、離職することなく、安心、集中して働くことができる環境づくりを目的とし、子育てしながら働くことができるワークスペース事業を実施し、利用形態や特性、利用頻度を検証いたします。

なお、ワークスペース事業については、外部委託をいたします。委託の内容でございますが、ワークスペースの整備、利用者の登録及び利用日程の調整、ワークスペースの運営（受付、備品管理等）、利用者に対するアンケート調査（無記名式）を予定しております。

ここで、子育てしながら働くことができるワークスペース事業について御説明いたします。子育てしながら働くことができるワークスペース事業は、お子様を保育施設の一時保育に預け、その保護者がワークスペースで自分のお仕事をするという事業でございます。そのワークスペースは、公益財団法人世田谷区産業振興公社 以下、公社と言います の一室を活用して、専用のワークスペースといたします。運営及び調査について公社に委託する予定でございます。

ワークスペースを利用できる者は、区が運営補助を行う保育施設の一時保育事業を利用する子の保護者といたします。具体的には、ワークスペースの検証実施予定施設は、世田谷区太子堂2 - 16 - 7の公社の一室とします。座席数は6席、開設時間は月曜から金曜までで、午前9時から午後5時までといたします。ただし、祝日、年末年始を除きます。

3の諮問の趣旨でございますが、本件はワークスペースの運営・検証を外部委託することに伴い個人情報を取り扱わせることから、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するところでございます。

4の対象となる個人の範囲は、ワークスペースの利用者となります。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、(1)個人情報の項目、区から委託先へ提供するものはありません。委託先が本人から収集するものとしたしまして、利用者氏名、電話番号、メールアドレス、利用者の子の預け先の保育施設名となります。区及び本人以外から委託先へ提供するものはありません。(2)の件数は、利用登録者数を15カ月で60件程度を見込んでおります。

6の個人情報を取り扱う場所は記載のとおりでございます。

7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無はございません。

8の委託先との個人情報の授受の方法はございません。

9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無でございますが、ワークスペース利用情報の登録、管理について、パソコンでの管理を想定しております。

10の委託先の個人情報の保護管理体制でございますが、(1)は社内規程が定められ、(2)は、文書は施錠できるキャビネット内で保管し、パソコンはパスワードで管理し、パソコンセキュリティロックワイヤーでつなぎ、施錠することとなっております。

11の委託の条件は記載のとおりでございます。

裏面をごらんください。12の委託の開始時期及び期間は、平成31年(2019年)1月から平成32年(2020年)3月までを予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。3ページのところにあります個人情報の項目で区から委託先へ提供するものはないという話なんですけど、このワークスペース事業そのものの区民の方への周知は区が行うわけですね。例えばその周知を行えば、当然区に対して問い合わせなり申し出なりがあるかと思うんですが、そうした場合の扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 周知は区のほうもさせていただきますが、御案内については直接公社にする形になりますので、区では個人情報は入手いたしません。

委員 ということは、区のほうでは利用希望を持った方の個人情報は取り扱いをしない。したがって、そこで把握したものを委託先に提供することはないという言い方で、いわば公社の窓口を御案内するということになるわけですね。

工業・ものづくり・雇用促進課長 公社を御案内いたします。

委員 わかりました。

委員 こちらは料金は発生しない利用形態ですか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 利用料金については、公社のほうで文具類とか、お茶とかを用意しますので、その利用料としていただく予定にはなっております。

委員 1回幾らとか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 そうですね。

委員 あそこにはお茶が何名とか、そういうことで個人情報にはならないと思うんですけども、運用していく中で満席で使えなかったとか、クレーム等とか、こうして欲しいというような声とかがいろいろ起きてくると思うんですけども、そういうときに個人情報の収集は全くないと考えていいんですか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 区民から満席で入れないとかいうときですよ。その辺については公社が直接聴きますので、区のほうでは直接お名前とかは聴きません。

委員 もう1点なんですけれども、委託期間が終わったら更新の可能性はあるんですか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 今回、検証でやらせていただきますので、一応15カ月になっておりますが、検証の結果、もう少し続けたほうが良いということであれば、その後、継続する可能性はありますが、そのときは委託ではなく、補助事業になる可能性もございます。公社の自主事業となる可能性もございます。

委員 15カ月一旦やって、その後、ブランクがあいて本当の事業になるかもしれない。

工業・ものづくり・雇用促進課長 そうでございます。

委員 ありがとうございます。

委員 今回は検証事業ということなんですけれども、ここで集めた情報を利用して、今後、公社なりほかの施設なりを利用してこれを広げていくといったことを工業・ものづくり・雇用促進課あるいは公社の担当部署がしていくということなんでしょうか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 そうです。今回は1カ所で検証させていただいて、利用状況とか場所などを検証した中でここで続けるのか、または設置条件としてもっと違う場所が良いのかということを検証させていただきたいと思っております。

委員 ワークスペースというのは、よく町なかにあるシェアオフィスのようなイメージと考えてよろしいんでしょうか。

工業・ものづくり・雇用促進課長 区内に10カ所程度コ・ワーキングスペースがございます

が、今回は場所が小さいのですが6席ほど用意しておりますので、そこで自分の仕事を持ってきて、パソコンを持ってきて御自分でやるような形になっております。

委員 わかりました。

会長 よろしいでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第806号については異議なしと認めます。

(2) 報告事項

会長 次に、報告事項に飛びます。

報告第299号

会長 報告第299号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、御説明いたします。

資料の42ページをごらんください。「環境計画業務」における「環境に関する区民意識・実態調査」に係る外部委託の報告についてでございます。本件は、外部委託の事前一括承認基準に該当する案件でございます。

水色の手引の228ページをお開きください。今回の報告につきましては、こちらの表の類型5、通知書等の封入封かん委託に該当するものでございます。

所管課は、環境政策部環境計画課でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

環境計画課長 それでは、御説明申し上げます。世田谷区環境に関する区民意識・実態調査の封入封かん委託について御報告申し上げます。

委託の内容でございますが、環境基本計画の中間見直しに当たり、これまでの環境基本計画の検証、評価及び新たな計画の基礎資料とするため、区民意識・実態調査を実施いたしました。発送等に係る業務の流れは、委託業者が区から受け取った宛名ラベルを封筒に貼りつけ、調査の事前案内を直接発送いたしました。事前案内の発送の1週間後に、同様に調査票等を封入封かん後、直接発送いたしました。また、調査票の回収率向上のため、同様に礼状兼督促状を調査票発送の10日後に直接発送しております。

対象となる個人の範囲は、住民基本台帳から無作為抽出した満18歳以上の区民でござい

ます。委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、(1)個人情報の項目として、区から委託先へ提供するものは氏名及び住所、委託先が本人から収集するもの及び区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

次のページに移りまして、件数は4,000件、委託先は株式会社タイム・エージェントでございます。

委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無はございません。

委託先の個人情報の保護管理体制、委託の条件は記載のとおりでございます。

委託の開始時期及び期間は、平成30年7月4日から8月20日まででございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 2点あるんですけども、今御説明していただいた方はどなたですか。

環境計画課長 私は、環境計画課長の安藤でございます。

委員 もう1点なんですけれども、6の委託先のタイム・エージェントというのは、私は初めて聞いた名前なんですけれども、どんな会社というか、規模や体制、資本金、社員、世田谷区内に本社があるとか、開示できる情報はありますか。

環境計画課長 区から広くこういった意識調査を実施している会社でございます。会社の規模の詳細につきましては、申しわけございません、今手元にございませんので、区からの一般的なこういった業務を通常請け負っておるしっかりした会社というふうに認識しております。

委員 今回が初めてじゃなくて、繰り返し利用されているということですか。

環境計画課長 環境に関する区民意識・実態調査につきましては、今回が2回目、5年前に実施をしております。世田谷区全般の中でのこういった区民意識調査で、こちらのタイム・エージェントにつきましては、広くこういった業務を請け負っている会社というふうに聞いております。

委員 安藤さんが知っている範囲で複数回利用したという意味でいいですか。

環境計画課長 そうでございます。

委員 こういうのは後で補足でどんなというのを知ることはできるんですか。自分でネットで調べなさいということなのか、今手元に資料がないということなので、次のときに知れることなのか。

区政情報課長 今、御指摘で疑問になっているところについては、事務局のほうで所管課から聞き取った上で、次回御報告させていただきます。

委員 よろしくお願いいたします。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、報告第299号は御承認いただいたということで、本件を事前一括承認基準の事例に加えます。

(3) 審議事項

会長 諮問に戻ります。

諮問第807号

会長 次に、諮問第807号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の5ページ、6ページをごらんください。「高齢者・障害者保健福祉業務」、「児童・育成手当等支給事務業務」、「ひとり親家庭援助業務」、「保育園業務」及び「認可外保育施設運営業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

6ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、保健福祉部調整・指導課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託、6番の電子計算機への記録でございます。

それでは、所管課より説明いたします。お願いします。

調整・指導課長 それでは、諮問第807号につきまして、保健福祉部調整・指導課長の加賀谷より御説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、6ページでございますが、第1、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてになります。

1、電子計算機に記録する理由についてですけれども、保健福祉総合情報システムが全体を束ねているシステムでございますけれども、高齢者・障害者の保健福祉業務、ひとり親家庭援助業務、保育園業務といった各業務におけるサービス提供をする際に、住民基本台帳、S K Y 2 を元にしまして個人記録の検索を行ってございます。その際に検索対象者が、後ほど触れさせていただきますが、個人の記録に係る検索を行っておりまして、支援措置者であった場合、加害者への情報漏えいを防ぐという観点で注意を要することとなります。それに伴いまして、非常に扱いに注意を要するものですから、保健福祉総合情報システムとしましては、支援措置者の情報を表示する機能を現在持ち合わせ

てございませんので、こちらについて住民基本台帳システムと連携させることによりまして、支援措置者であった際に、画面に処理注意者という表示で注意喚起して、職員の取扱いに注意を促すというものでございます。

2の諮問の趣旨ですが、住民基本台帳システム、S K Y 2の支援措置情報を保健福祉総合情報システムの各業務へデータ連携し、この情報を電子計算機に記録するというもので、条例第17条4項に基づき諮問いたします。

3の対象となる個人の範囲でございますが、総務省住民基本台帳事務処理要領第5・10及び世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例に基づく支援措置者として、具体的には記載のとおり、7ページ目にわたりますけれども、DVの被害者、ストーカーの被害者、児童虐待の被害者、の上記に準ずるものということで、それぞれの方を該当といたします。

4の記録する個人情報の項目及び件数でございますが、項目につきましては記載のとおりでございます。件数は約800件を該当としてございます。

5の記録する方法ですが、先ほど説明させていただいたとおり、住民基本台帳システムとのデータ連携によるものでございます。各業務において個人画面を開いた際に、その方が支援措置の対象であった場合は、画面のほうに処理注意者として表示をして、職員への注意喚起をするというものでございます。

6の区の個人情報の保護管理体制でございますが、記載の内容といたします。

7の記録の開始時期ですが、平成31年6月より継続して行います。

次の第2の外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

1の委託の件名は、保健福祉総合情報システムの改修・運用保守管理委託になります。

2の委託の内容ですが、現在も運用の保守管理は外部委託により行っているところでございますが、このたび新たに記録項目を追加することになりますので、これにあわせまして、保守管理業務で扱う個人情報項目も追加ということでございます。

3の諮問の趣旨も先ほどの2と同様でございます。世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問いたします。

ページをおめくりいただきまして、4の対象となる個人の範囲は、先ほどと同様の範囲です。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は記載の内容でございます。なお、委託先が本人から収集するもの及び区及び本人以外から委託先へ提供するものはございませ

ん。

6の個人情報を取り扱う場所は世田谷区事務センターとなります。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有の有無及び8の委託先との個人情報の授受の方法、9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無はございません。

10、委託先の個人情報の保護管理体制及び11、委託の条件は記載のとおりとなります。

12の委託の開始時期及び期間でございますが、先ほどと同様の開始時期を予定してございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問はありますか。

委員 ちょっと教えてください。2つほどありますけれども、7ページの対象となる個人の範囲のところで、「DV」の被害者、「ストーカー」の被害者、「児童虐待」の被害者、に上記に準ずるものというのがありますけれども、これは具体的にどういうケースを想定しているのでしょうか。

調整・指導課長 先ほどの から 以外で、いわゆる御自身の生命、身体に対する重大な被害を受ける可能性があるものということで、あくまでも御本人からの申し出がございまして、それで住民基本台帳に記録された場合を想定してございます。

委員 2点目なんですけれども、次の8ページのところで委託先との個人情報の授受の方法はありませんという表示なんですけれども、今回はS K Y 2にある支援措置情報に該当するか否か、つまり、その有無のみを伝える、連携をするという形で今説明を伺ったんですけれども、当然、支援措置情報がありなしということについて、それはある特定の個人情報についてのフラグなりを立ててやりとりをするわけですね。そのやりとりの場合に個人情報の授受はありませんよという表現なんですけれども、その説明がいま1つわからないんですけれども、情報のやりとりの内容と方法をもう1つ話をしていただけませんか。

調整・指導課長 私以外にも担当のほうで若干補足はさせていただきますけれども、まず、住民基本台帳から処理注意者ということで各福祉システムの中での業務に表示をすることとございまして、そこまでにとどめて、その情報については委託先の事業者へ提供しないということで考えております。

個別の業務のところについては、河野さん、ちょっと補足してもらっていいですか。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 それぞれ住民基本台帳そのものの住所や氏名など

と同じように、S K Y 2 からデータを連携するという形になっていまして、この諮問の2は、保守とかの関係で外部委託先に個人情報を提供しないということなんですが、私どもの保健福祉総合情報システムは事務センター内にデータがございますので、事務センター内でその業者に処理を委託するので、特にその業者に情報を渡すという行為はないということです。住民基本台帳から保健福祉総合情報システムへのデータ連携、それからそういったものについては既に諮問済みですので、今回はこの保守運営の業者に新たに1項目増やして保守を委託するということをごさいます、新たな個人情報の授受はございません。

委員 では、その確認ですけれども、現行の保健福祉総合情報システムを動かしている、委託をしている先と、今回新たに支援措置情報の有無についての記録項目の追加を行う、それからそれに伴う改修・運用保守管理委託を行う事業者というのは別者なんですか、それとも同じ者なんですか。

調整・指導課長 同一です。

委員 ということは、もう既に本体のほうで現の事業者にもその個人情報についても取り扱わせているので、今回の事案についての委託先との個人情報の授受についてはないよという説明でよろしいわけですね。

調整・指導課長 はい。

委員 わかりました。

委員 まず、ガイドラインとの関係で幾つか教えていただきたいんですけれども、インターネットで確認した限りだと、平成29年6月に世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課から、DV・ストーカー等被害者への支援措置情報の活用ガイドラインというものが出されていて、一番最後のところの情報の利用関係の措置でこのシステムに準ずるという話が出ているんだと思うんですけれども、先ほどの質問との関係でまず1点確認したかったのは、対象者としての範囲の 、 、 、 は、この活用ガイドラインで挙げられているA、B、C、Dと基本的には同じものと理解してよろしいのでしょうか。

調整・指導課長 ガイドラインで定めた範囲と同じということです。

委員 ということは、先ほどの質問の というのは、DV、ストーカー以外の事由により、自己の生命、身体等に対する重大な被害を受ける可能性があるものという人を対象にしているという理解でよろしいわけですね。

調整・指導課長 例えば区では、高齢者・障害者虐待、それから交際相手等からの被害者も

対象として、その範囲に含めているということでございます。

委員 もう1点、情報の項目のところで確認したいんですけども、支援措置自体は、これによると、支援措置申出書を提出して支援措置を決定していくということになると思うんですけども、この支援措置情報の有無というのは、支援措置をしますという決定についてのみを指すのか、それとも、申出書には恐らくこういう事情でDVを受けていますとか、多分そういうのも書かれるんじゃないかなと思ったので、そういう支援措置を基礎づける情報についても提供するのか、その点は確認したいんですけども。

調整・指導課長 あくまでも御本人からの申し出を受けて住民基本台帳法に登録されている方と連携してということになりますので、そういう流れで決定という扱いです。

委員 既に決定を受けているかどうかという有無をという理解でよろしいですね。

調整・指導課長 我々のほうはそれを受けて、処理注意者という表記をしたいと思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 2項目あるんですけども、1つは、今おっしゃっていた対象となる範囲なんですけれども、これは誰が認定する範囲の方を対象にするんですか。

調整・指導課長 あくまでも御本人の手續に基づいて住民基本台帳の所管に登録というんですか、申し出があった場合に、区のほうとしてそれを受けて記録いたしますので、あくまでも御本人からの申し出になります。

委員 民間のセキュリティ会社なんかだと、こういうサービスを使うにも警察への届け出がある方の中だとかということにくっついているところもあるんですけども、区の場合はあくまでも御本人のお申し出ベースで、客観的なものは特に必要ないという理解でいいですか。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 補足しますが、住民基本台帳の事務処理要領では、おっしゃっているような警察の証明であるとか、DV、ストーカーの場合は女性センターの証明であるとか、そういったものを添付書類として求めておりまして、その上で客観的にそういう被害者であるということを証明した上で届け出をいただいているという形になります。

委員 それも個人情報に含まれるけれども、その有無についてを今回はやりとりしている。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 あくまでも保健福祉総合情報システム側にいただくのは有無のみで、どういう理由でこの方が支援措置を受けているかというのはデータとしては来ません。

委員 児童虐待の場合は当然親も。どの家の子どもということがわかるために親の名前も含まれるという理解でよろしいですか。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 児童虐待の被害者のみの情報ですので、親は加害者かもしれませんので、それはこちらにはデータとしては来ません。子どものみです。

委員 あともう1つなんですけれども、委託先のことがよくわからないんですが、委託先の会社名とかは今決まっているんですかというのと、もう1つは、その中の何人ぐらいの会社員がかかわることなのかということを知りたいんですけれども。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 保健福祉総合情報システムの委託保守というのは20年以上前からやっているんですが、同じ世田谷区のサービス公社がしてしまっていて、何人というのは延べなのか、顔の数なのかちょっとあれなんです。

委員 私が伺いたいのは、この個人情報を取り扱う人は例えば何人とか、そういうことをお伺いしたい。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 顔ですか、延べですか。

委員 何と言う人がそれを取り扱うのか。名簿があって、その取り扱える人は決まっているのか、その社員であれば、誰であってもアクセスできるものなのか、その辺の厳しさというか、緩さというか、その辺のさじ加減をお伺いしたいんですけれども。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 もちろん、操作者は全てIDを持っていないといけないので、登録制でございます。

委員 それが何人ぐらいの規模なのか。

情報政策担当係長 ここで言っている改修とか運用保守ということで、いわゆるシステムのプログラムの改修とかも含めて、実際にデータにかかわらずプログラムを見ている者とか、あるいは運用保守の中では、例えば印刷した帳票を運搬するとか、そういうのも全部含めると多分20名ぐらいになるんじゃないかなと思います。

委員 新たにこの個人情報の案件にかかわる人の名簿が何かができて、その人たちでちゃんとやりますよみたいなイメージでよろしいんですか。

情報政策担当係長 この業務委託に関する名簿を毎年提出されていて、入替りがあると、またそこで変更の名簿届けがあるということです。

委員 ありがとうございます。

委員 今ほどの委員と関連するんですけれども、委託先のことなんですけれども、この諮問第807号には委託先がどこどこというのが書いていないですね。きょう諮問する全ての

ところに委託先の名前は書いていないんですけども、私は当初、今後決めるのかなと思っていたんですけども、今のお話だと委託先はもう決まっているということですか。

調整・指導課長 各業務を日々運用していく中で委託先は年間契約で既に決まっているところに、今回項目の追加ということであわせていただいております。

委員 その場合、ここにどうして委託先はどこのことというのが明記されないのかなというのが1つ質問です。審議のポイント、3の外部委託のところを見ますと、に受託者の選定基準を満たしているかということ審議することになっていきますよね。審議資料の10に、こういうことが確立されていますよ、認証を取得していますよということが条件ですよと書いてあるんですけども、これだけで審議できないですよ。どこどこですと、その会社はどんな組織ですということまでオープンにしていだかないと我々は審議できないんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

区政情報課長 では、事務局のほうから。こちらに関しては、既に個人情報を扱う業務として審議会の関与が済んでいるものということで、今回はそこに新たな個人情報の項目が追加ということ。基本的にどこの会社にどういう条件でどういう委託をするかというのは諮問済みという理解でおりますので、そこに新たな項目の追加ということですので、委託先については今回審議事項ではないという判断をしております。

委員 なるほど。それであれば、こういうところと既に年間契約をしておいて、追加でこれを委託しますと。この委託先は既にそういう検証を済んでおいて、委託先として適格でありますということまで書いていただくと、非常にわかりやすいと思います。

区政情報課長 わかりました。参考にさせていただきたいと思います。

会長 対応をお願いします。

委員 新たな個人情報を加えていくということになるわけですけども、要支援者という方たちをこういうふうに登録することで、処理注意者として表示させるということが書いてあるんですけども、普通には住民票を出さないとか、そういうことはとてもよくわかるんですが、処理注意者として表示させると、どのような職務の方たちが何か判断するのか、何か例示できるものでもありましたら御説明いただきたいと思うんです。ただ処理注意と出て、ああ、そうかということはどうなるのかなというところなんですけれども。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 例えば児童手当ですと、お父様、お母様、両方の所得を確認したりというようなことがあるんですが、この場合、DVあるいはストーカーで逃げてきている母子の方が児童手当を受ける場合、相手方、つまり加害者側、配偶者の

所得照会をするときに、この方にわからないようにというか、通知なりをしない。加害者側に通知をすることによって、世田谷区に母子が逃げてきているということが判明してしまうということが起こり得るので、そういうリスクをなくすために、加害者側に知られないような形で処理を進めるというのを一般的にはしております。

委員 わかりました。

会長 そうすると、処理注意者という表示があると、それぞれの検討項目があるわけですね。事業の概要の3行目なんですけど、支援措置制度は、住民票・戸籍附票の請求拒否の決定を行う制度であると、これだけかと思っていたんですが、関連する事項もあるということなんでしょうか。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 こちら側は住民基本台帳とは別の、保健福祉一般のサービス提供のためのシステムですので、その処理をする中で加害者側に住所が知られないような形で処理を進めるということが被害者を守るという形になります。

会長 そこはわかるんですけども。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 例えば通知にしても同じです。医療証を発行するときに加害者側に送ることがないようにするとか、さまざまな対応が個々にございまして、一般的に処理を注意するという形になります。

会長 わかりました。

委員 これは何か調査とかのときに、弁護士さんはこの人の住所を知れるということなんでしょうか。ドメスティック・バイオレンスとかの例示がありましたけれども、相手方に知らせないというのは当然としても、加害者にだけ知らせないということですか。加害者のほうにも弁護士がついたりとかで調べてほしいとかというときはどうなんだろうと区民としては気になったので、お伺いします。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 住民基本台帳法では支援措置そのものの対応としては様々、弁護士さんにはどうするとか、そういうのはあるんですけども、保健福祉サービス側で加害者に知らせないこと以外に知らせるという部分というのは原則的にはございません。

委員 民生委員とかにもないという理解でいいですか。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 民生委員とかにも一切。加害者に知らせないだけでなく、誰にも知らせないということです。

委員 誰にも。本人以外には知らせない。

子ども育成推進課子ども医療・手当係長 本人以外には知らせない。

委員 ありがとうございました。

会長 ほかにありますでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第807号については異議なしと認めます。

諮問第808号

会長 次に、諮問第808号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、説明いたします。

資料の9ページをごらんください。「子育て支援業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の10ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、保育担当部保育認定・調整課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託、6番の電子計算機への記録でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

保育認定・調整課長 よろしく願いいたします。

それでは、審議資料NO.3、諮問第808号、子育て支援業務について、保育認定・調整課長の有馬より説明いたします。

今、10ページをごらんいただいていると思います。初めに、子ども・子育てサービスシステムを簡単に説明いたしますと、本システムは、認可保育園の入園に当たり、保育の必要性の認定、保育園の入所の決定、保育料の請求、支払い等、利用者を管理するためのシステムとなっております。

それでは、諮問第808号について説明いたします。本件は、先ほど御審議いただきました諮問第807号とほぼ同じ内容となっておりますが、システムを担当する所管が異なるため、お諮りするものとなっております。具体的には、諮問第807号は、住民基本台帳システム、S K Y 2と保健福祉総合情報システムを連携させ、支援措置者の情報を表示するというものでございましたが、本件も住民基本台帳システムと子ども・子育てサービスシステムを連携させ、支援措置者の情報を表示するといった内容となっております。

10ページの事業の概要及び第1、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録につきま

しては、諮問第807号で保健福祉総合情報システムと表記してあった部分が、本件では子ども・子育てサービスシステムに置き換えられておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

1点だけ異なる点がございまして、11ページの中段、7の記録の開始時期でございまして。現在、当課では、31年4月の保育園の入園選考に向けて作業を行っておりますが、1月と2月が保護者とのやりとりが最も多いこと、また、支援措置者の情報の表示に伴う改修が早急に対応できること等の理由から、開始時期は31年1月を予定しております。

11ページ、第2、外部委託に伴う個人情報の保護措置につきましては、諮問第807号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 委託先もやはり先ほどの諮問第807号と同じですか。

保育認定・調整課長 こちらは富士通さんをお願いしてまして、S K Y 2の保守もやっている事業所になっております。

会長 やっぱり委託先は簡単ですから、書いていただければ。

区政情報係長 委託先ですが、書いて、その内容が諮問で了承という形になりますと、委託は、いわゆる入札とかでやる場合ですと、毎年毎年委託業者が変わっちゃうわけですね。ですから、ある業者で承認いただいたということになりますと、その次の年に入札で別の業者になったときにというところがございます、それで今までは、いわゆる条件、こういったラインをクリアする業者に委託しますよということで諮問をさせていただいたという経緯はございます。

会長 まあ、そう言わずに。恐らく両方出していただいたほうが、そのときに業者が変わっても同じような条件を満たしていますよでもいいですからお願いします。では、そういうことで。

ほかにないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第808号については異議なしと認めます。

諮問第809号

会長 次に、諮問第809号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の13ページをごらんください。「国民健康保険業務」における外部委託に伴う個人情報保護の措置についてでございます。

次の14ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、保健福祉部国保・年金課でございます。

審議のポイントは、3の外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。お願いします。

国保・年金課長 国保・年金課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、諮問第809号について御説明いたします。

業務の概要でございますけれども、現在、区では、40歳から74歳までの世田谷区国民健康保険の被保険者に対しまして特定健康診査を実施し、受診の結果、生活習慣改善の必要があると判定された者に対して特定保健指導を実施してございます。また、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図るため、保健業務を実施しておりますが、このたび新たに次のような業務を外部委託することで考えてございます。

1の委託の件名でございます。(1)から(5)の記載のとおりでございます。

2の委託の内容でございます。まず(1)の特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務の外部委託でございます。これは委託内容の変更となります。平成25年度から特定保健指導の対象者に直接電話で利用を勧奨する特定保健指導利用勧奨コールセンターを外部委託により開設してありまして、これは既に諮問済みでございますけれども、特定保健指導の利用率向上を図っており、今効果を上げてきているところでございます。このたび、このコールセンターによる受診勧奨をさらに効果的に行うため、新たに対象者の特定保健指導利用状況ですとか、健診結果をコールセンターへ提供し、コールセンターによる個別の利用者に合わせた受診勧奨を行うものでございます。

(2)の特定健康診査データ及びレセプトデータ(診療報酬明細書)の分析業務並びに受診勧奨業務の外部委託でございます。これは委託内容の変更となります。平成27年度から特定健康診査受診者の過去の検診結果から勧奨対象者の健康意識等を分析し、対象者の特性に合った効果的な受診勧奨通知を作成、発送する業務を外部委託により実施してございます。これも過去に諮問済みでございます。しかしながら、業務実施後も区の特定健康診査の受診率は横ばいの状態でございます。

そこで、受診勧奨業務において新たにレセプトデータを追加しまして、健康状態や医療

機関への通院状況等の情報も加えて分析することで、これまで以上に効果的な受診勧奨を行いたいと考えてございます。また、勧奨業務の結果分析につきましても、今後はレセプトデータを追加し、受診勧奨を実施した者の詳細な健康状況を踏まえ、勧奨結果や受診傾向等の評価・分析を行うことで、次年度以降の受診勧奨業務をより効果的なものにしていくと考えてございます。

さらに、平成30年度からは、国の制度改正によりまして、特定健康診査の対象者のうち、生活習慣病等で定期的に医療機関に通院している者については、医療機関で実施した診療による検査の項目が特定健康診査の基本項目を満たす場合、本人の同意の上で検査データを保険者が受領することで特定健診を受診したとみなすことができるようになりました。区のほうではこの新たな制度を活用いたしまして、未受診者層の受診率の向上につなげるため、受診勧奨業務の中でこの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、上記のレセプトデータを使用した勧奨対象者の分析の結果、診療における検査データの活用の対象となる者に対しましては専用の通知を発送し、事業の御案内を行いたいと考えております。その通知のうち、検査データを医療機関から保険者に情報提供の際に使用する情報提供票には、より多くの対象者に利用していただけるように、対象者の方の氏名、住所等の個人情報をあらかじめ印字し、対象者が記入する手間を省いて、より利用しやすい様式としたいと考えております。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務、これは新規となります。平成29年度から糖尿病性腎症重症化予防業務を開始しておりまして、対象者の抽出や対象者への保健指導利用勧奨は区の職員が行ってまいりました。しかしながら、対象者への保健指導利用案内、電話等による利用勧奨につきましては、保健師等の医療職が行うことが効果的であると考えてございますので、この業務を新たに外部委託により実施するものでございます。

(4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務、これは新規でございます。この事業を実施することによりまして、重複・頻回受診者等に適切な医療へのかかわり方、正しい服薬を指導することで対象者の健康を守るとともに、医療費の適正化を図ることが可能となります。この事業におきましても、対象者への保健指導利用案内、利用勧奨につきましては、保健師等の医療職が行うことが効果的でございますので、外部委託により実施したいと考えてございます。

(5) レセプトデータ分析及び各保健業務の対象者抽出・効果分析業務、これも新規と

なります。先ほどの(3)と(4)の業務を実施するためには、(3)の業務の対象者は健診結果データとレセプトデータから、(4)の業務の対象者はレセプトデータから分析して対象者を抽出するが、高度な分析技術が必要となります。また、(3)と(4)の両業務の効果分析につきましても、同様のために外部委託により実施したいと考えてございます。

3の諮問の趣旨でございますが、記載のとおりとなっております。

おめくりいただきまして、16ページでございます。4の対象となる個人でございますが、0歳から74歳までの世田谷区の国保の加入者でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、(1)の個人情報の項目の から以下、記載のとおりとなっております。17ページのほうにも続きまして、 、も記載のとおりでございます。(2)の件数でございますが、 は年で約7万件ということでございます。それ以下、記載のとおりとなっております。

6の個人情報を取り扱う場所は委託先事業者の施設となります。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無はございません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、電磁的媒体、CD-Rですとか、USBメモリになります。なお、電磁的磁気媒体は返却させることといたしますが、受託者の管理下にある機器等に情報を記録した場合は、その情報を消去し、その旨の報告を義務づけるものでございます。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無はございません。

10の委託先の個人情報の保護管理体制は記載のとおりとなっております。

11の委託の条件につきましても記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期及び期間でございます。(1)以下、記載のとおりとなっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 幾つか教えてください。16ページ、対象となる個人は0歳から74歳までの世田谷区国民健康保険加入者という形になっていて、特定健康診査実施対象者というのは40歳から74歳ですよ。そこで、そもそも0歳から74歳の国民健康保険の加入者は現在どのくらいいらっしゃるんですか。

国保・年金課長 被保険者としましては約20万名ぐらいです。世帯で言うと14万世帯おります。

委員 そのうち、特定健康診査実施対象者の数となるとどのくらいになるんですか。

国保・年金課特定健診係長 国保・年金課特定健診係の櫻井と申します。

特定健診の対象者は、今現在、約13万人でございます。

委員 ありがとうございます。ここから幾つか伺いたいですけれども、15ページのところにいろいろと細かいことが書かれていますが、1つは、みなし受診率の向上、これは俗な言い方になりますけれども、そのために実際には特定健診を実施していなくても、項目等でかかわる部分があれば、それを実施したとみなしてそのデータを活用するという言い方がされていますよね。そこで、言葉として、例えば保険者が受領する検査データと、その上のところ、それから後も出てきますが、レセプトデータの関係と、それから15ページの中ほどにある情報提供票、この3つの用語がちょっとわかりにくいので、その関係と区分けをお願いしたいんですが。

国保・年金課特定健診係長 ここに記載のとおりなんですけれども、今、課長が申し上げたとおり、今年度から国の新たな制度が始まります。その中で、まず我々区としてやることといたしましては、レセプトデータから、健診を受けていないんですけれども、もう既に医療機関に生活習慣病で通院をされている方をまずピックアップします。そのレセプトデータからどういった検査を行っているかということが読み取れますので、その対象者の方が特定健診の基本的な健診の項目、診療で治療を受けて検査をしていて、そのデータ全てを医療機関で持っている方を特定して、その方宛てに検査データの提供をいただけないか。先ほどお話ししていますが、本人の了承が必要ということですので、区から情報提供票をつかって、そこに個人情報の御本人のお名前と御住所、健診の番号とかが必要になりますので、そういった必要なものを出力するのを外部委託により情報を打ち出した上で、御本人宛てに送らせていただきます。御本人がその内容を見て、自分で検査データを提供しようということで同意をいただける方は、その情報をお送りする情報提供票を持ってかかりつけ医に御相談をしていただいて、その紙をかかりつけ医の医療機関の先生にお渡ししていただいて、御相談の上、検査データもそろっているので提供しようという話になったときに、その医療機関から医師会に情報を提供して、医師会のほうからまとめて区のほうに情報を提供していただくことで特定健診を受診したとみなすというような、ちょっと複雑でわかりにくい仕組みになる。そのような取組みが国のほうで定められましたの

で、区といたしましても、平成32年度から取組みを開始したいと考えております。今現在、地区医師会とこの仕組みについて検討できないかというところで協議を開始させていただいております。

ちょっと雑駁な説明でわかりにくいところがありましたら、また補足させていただきたいと思います。

委員 流れはよくわかりました。ということは、その情報提供票なるものは、個人の健康医療に関するプライバシーの塊みたいな情報なわけですね。

国保・年金課特定健診係長 区が外部委託をして送るものは、お名前、生年月日、住所、特定健診の番号ですけれども、そこに診療で受けていただいた検査のデータを手書きで書き込んでいただくような用紙になります。それを御本人が情報提供してもいいということであれば、先ほど言ったようにかかりつけ医に持って行って、診療で検査を受けているデータをかかりつけ医の先生に手書きで記入をしていただいて、最後に御本人に承諾のサインをしていただいて、それを各医療機関から医師会に提出していただき、最終的にまとめて区のほうに御提出をいただくような仕組みです。ちょっと繰り返しになりますけれども、そのようなことを考えております。

委員 わかりました。

委員 今回の委託の件名は5件あって、2つが内容変更、3つが新規ですけれども、委託先は同じところですか。

国保・年金課特定健診係員 特定健診係、青木から説明させていただきます。

まず(1)につきましては、毎年入札で事業者が変わるんですけれども、いわゆるコールセンター業務として委託先が決まっております。

委員 いつそれは入札されるんですか。

国保・年金課特定健診係員 毎年年末、このぐらいの時期に……。

委員 今ちょうどやっているところですか。

国保・年金課特定健診係員 そうですね。これから入札の発注をかけると思うんです。

国保・年金課特定健診係長 (2)につきましては、プロポーザルで業者を選定しております、特に問題がなければ3年契約ということにさせていただいているので、今現在、NTTデータというところに委託をしておりますので、引き続きそちらの会社に委託する予定でございます。

国保・年金課特定健診係員 (3)につきましては、もう既に同様にプロポーザルで専門事

業者を決めておりました、今、委託先は株式会社メディヴァという区内の保健指導事業者になります。

(4)につきましては、新規事業ですので、これから入札で事業者が決まる予定ですが、今回の個人情報保護審議会の結果を受けて検討させていただきたいと思います。

(5)につきましては、同じく今後事業者を決めていく予定です。

委員 わかりました。

委員 ちょっと関連でよろしいですか。15ページのところに高度の分析技術が必要となるという説明書きがありますね。なるほどそうだろうと思うんですけども、そうなった場合、高度の分析技術を有するとされる委託先事業者、例えば区との関係でこれまで委託の実績なんかがあったところなんではないでしょうか。それとも、全くそれとは別に、今のお話ですとプロポーザル等でこれから行うんですよというお話なんですけれども、過去にこの種の分析なりを行った実績という例示があるんでしょうか。

国保・年金課特定健診係長 (5)の業務につきましては、医療費のデータ、レセプトデータの分析を行っている事業者との契約は今までございません。承認いただければこれから事業者を探すこととなりますけれども、幾つかの事業者、先ほど言いましたNTTデータでは各自治体のこういった分析を行っていると聞いておりますので、御承認いただいた後に探しながらプロポーザルでやるべきなのか、それとも入札で対応できるのかというところは判断させていただきながら、32年度から(5)の事業については取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

委員 わかりました。

委員 件名の(1)、(2)が変更、(3)、(4)、(5)が新規なので、そこの関係で、対象となる個人と件数についての関係を少しお伺いしたいんです。先ほどの話ですと、対象となる個人としての健康保健加入者が約20万人ほどとおっしゃっていたので、それをベースにすると、特定健診等の対象になる方、40歳といっても実際は39歳から通知するのかもしれないので若干ずれるかもしれないんですけども、対象となる個人としては0歳から74歳までの加入者ではあるけれども、実際の件数として見ると、実際の対象者という理解でいいのかというのが1点。

もう1つは、(3)、(4)の新規事業については、恐らく特定健康診査の関係とは違うので、これは特に40歳から74歳というような年齢制限はなくて、基本的には対象になり得る症状を持っている方とか、服薬者とかが対象になるという意味で500件と1,000件と

いう数字が出ているのかというのが2点目。

3点目は、(5)については20万件とあって、これは先ほどの話だと加入者全体の数字になるのかなと思ったんですけども、事業の趣旨からすると、この(3)と(4)の件数を合算するのか、ちょっとその数字の関係はわからないんですけども、恐らくこれとの関係でやるのか、やるというのであれば20万件まで必要ないんじゃないかと思ったので、なぜ20万件という数字になっているのか教えていただければと思います。

国保・年金課特定健診係員 まず、17ページの(2)の件数につきまして、 から説明させていただきますと、この7万件というのは実際の特健健診受診者数を想定しております。 の13万件につきましては、特定健診の対象者を想定している数になります。

とは、同様に特定健診受診者数を前提に、7万件と設定させていただいております。 とにつきましては、対象となる人数を年間でこのくらいということで見込んで設定しております。 につきましては、毎月のレセプト数は当然医療機関にかかった方の人数ですので、単純に何件と申し上げるよりは、むしろ加入者全体の人数として20万件、被保険者数をそのまま挙げさせていただいております。医療機関にかかる人数につきましては、やはり誤差が大きいので、とりあえず概算として20万件、もし被保険者全員が1回医療機関にかかった場合、その月の人数が約20万件という設定をしております。当然、ここの人数はあくまでも想定ですので、実際、レセプトデータを見て、その月によってかなり変動はあると思うんですが、相当数前後するかと思っております。

委員 ありがとうございます。最後の の事業との関係で、趣旨はわかりました。ただ、(3)と(4)の事業を実施するために分析するというのであれば、(3)と(4)の対象者のみのレセプトデータで足りるのかなと思ったので、事業の趣旨と件数が何で違うのかなと思ったんですけども、そういうふうに切り分けることがなかなか難しいので全体を出しているという理解でいいですか。

国保・年金課特定健診係員 そのとおりです。まず、その人たちを精査するために20万件が必要で、そこから抽出した結果が500件、1,000件ということになります。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 3点聴きたいことがあるんですけども、15ページのところで、太田課長さんからの御説明で、受診率が現在のところ横ばいなんだけれども、それをこの個人情報の外部委託で電話とかをして受診勧奨することによって効果的ということが何度か出てきているんですが、その横ばいというのは、受診率とかの現在の数値と、これをやることによっ

ての数値目標なんかを教えてください。

国保・年金課特定健診係長 過去5年間の特定健診の受診率は37%台で、約5年間ほぼ横ばい状態が続いております。

委員 2012から2017。

国保・年金課特定健診係長 年度で言いますと、今現在の最新のデータが2017年度です。年度の翌年の11月に国が特定健診の受診率を確定させるというのが法律上定められているので、まだ2017年度までしか最終的な集計ができておりませんので、ここから5年前までですから、2013年度から2017年度まで37%台で……。

委員 きれいに37%……。

国保・年金課特定健診係長 いえ、37%台です。ほぼ37%台で推移しています。その中で37.9%が最高だったと思います。0.何ポイントずつ増えたり減ったりということが続いているというのが今の特定健診の受診率の現状でございます。

今現在、我々は特定健診等実施計画を定めさせていただいております。平成30年度、2018年度の特定健診受診率の目標を39%に設定させていただいております。先ほど申しましたように、今年度の取組みの健診受診率が確定するのが来年の11月になってしまうので、まだわからないんですけども、毎年1%ずつ計画期間中は上げていくという計画を立てておりますので、このままの状態であれば、なかなか上がり切らないところを判断させていただいて、今言いましたように、レセプトデータも分析に追加することで、レセプトを分析することによって、例えば特定健診を受けていらっやらない方たちのレセプトデータを見ると、どういう健康状態なのかというのを把握することが可能となります。先ほど申しましたように、もう既に生活習慣病を患っていて通院をしていて、定期的に医療機関で検査を受けている人は、基本的には特定健診を受けていただいと認識しておりますので、そういう方々に幾ら勧奨をしても効果的ではないということで、先ほど私のほうで長々と御説明をさせていただきましたが、こういう方々については、30年度からの新しい制度の形で特定健診の情報を入手するという取組みに変更させていただきますし、対象でない生活習慣病で治療をされていない方にアプローチすることで受診につなげる可能性もまだありますので、そういう方にはレセプト状況を見ながら判断しながら、その方に応じた御案内を差し上げるということで、かなり効率的、効果的にレセプトデータを分析することによって、今言ったような効果が得られると見込んでおりますので、今回このような形で諮問させていただいております。

委員 ありがとうございます。ということは、平成30年度からやり方が変わるから数字も当然変わるであろうということが予想されるという理解でよろしいですか。

国保・年金課特定健診係長 30年度からの国の新たな取組みにつきましては、区のほうでは32年度からスタートをさせていただこうと思っております。18ページの12、委託の開始時期及び期間をごらんいただきたいと思います。また、(2)の特定健康診査データ及びレセプトデータの分析業務並びに受診勧奨業務の丸ポチが2つあるかと思っておりますけれども、30年度から国が定めた生活習慣病の診療の検査で得たものを保険者が入手した場合に特定健診を受診したこととみなすという取組みは、丸ポチの下のほう、レセプトデータを使用したデータ分析業務ということで、平成32年(2020年)6月より実施をさせていただきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

次なんですけれども、レセプトデータはかなりデリケートな個人情報だと思うんですけれども、(3)の糖尿病性腎症重症化予防事業は、糖尿病であっても全科のレセプトデータという理解でいいですか。内科にかかったときとか、眼科にかかったときとか、歯科にかかったときとかあると思うんですけれども。

国保・年金課特定健診係長 分類がなかなか難しいということですので、全ての集まってきたレセプトデータというふうに考えております。

委員 それは最小限に絞ることは技術的にできないということですか。

国保・年金課特定健診係員 まず全体のデータを入手した上で、そこから抽出作業に入るので、その段階はやはり飛ばせない、一式データがないと選別しようがない、あらかじめ切る作業が存在しないので、そういう意味で全てのデータをまず分析してもらって、そこから対象者を抽出してもらうという作業になります。

委員 レセプトについてお伺いしているんですけれども、糖尿病でかかった科だけのレセプトではなくて、全部の受診科のレセプトを許可するかどうかを今審議しているという理解でいいですか。

国保・年金課特定健診係員 そうですね。全てになります。

委員 お考えを確認したいんですけれども、これまではどちらかといえば形式的な受診記録だったと思うんですが、今回、ある面では大きく性格が変わってしまうという、割合重大なセンシティブ情報だと思うんですけれども、そこはそういう認識をお持ちだということよろしいですか。

国保・年金課特定健診係長 そのとおりです。国のほうも各保険者に対してレセプトデータと健診データを細かく分析して、対象者に応じた保健事業を展開しろということで、各自治体に対してデータヘルス計画を平成27年度からつくるようにというふうに定められ、我々も平成30年度から第2期データヘルス計画を策定して、その中でこのような取り組みをやっていくという計画を立てさせていただいた中で、今回諮問をさせていただいているということでございます。

委員 わかりました。もし相当重大なセンシティブ情報だという御認識をお持ちであるならば、やはり今回の諮問事項というのは余りにも件数が大き過ぎるのではないかと。あるいは効果としては、それによっていわゆる勧奨業務が効率的に行われるとか、あるいは分析に使われるというだけでは重要なセンシティブ情報を安易に利用し過ぎているんじゃないかという気がするんですけども、そこら辺についてどういう御検討をされたんでしょうか。

例えばレセプトデータ分析にしても、20万件全てではなくて、氏名等の切り離しをして分析した上で何らかの情報提供を1回何かかませた上で行うとか、あるいは最初の7万件については、今回はレセプトデータについての提供を見送って、現状のままするか幾つか選択肢があったと思うんですけども、今回の場合は全て使ってやりますよという考えだと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

国保・年金課特定健診係員 まず、レセプトデータというのがデータの性質上、個別に何かを切り分けてというよりは、そもそもレセプトですので、医療機関にかかった医療費、診療明細書としての性質があります。そこから何かを分けてデータを提供するということが自体が結構技術的に大変なもので、データ自体も膨大です。そのデータを専門のデータ分析会社に渡すことで、その事業者が責任を持ってそこら辺の個人情報等を踏まえて取り扱っていただくというのが大前提なんですけど、その上で、全てのデータについて個人をある意味きちんと特定した上で分析することで見えてくる。特に糖尿病等については、過去の病歴、その方の現在の健診情報等を常に比較分析しながら進めていかないと、その事業の効果検証ができません。あと、頻回受診についても各個人がどういう受診状況なのか、そこら辺もきちんと精査して、どこの医療機関にかかっているのかも精査した上で取り組んでいかないと、対象者を説得できないと考えております。

委員 もちろん、データを全て開示すればそれなりの効果を生むことは明らかだと思うんですね。でも、そこにはいわゆるデータの重要度といいましょうか、センシティブの度合

いによってどの程度まで開示するのか、あるいは委託先に提供するのかが変わってくると思うんですけれども、今回の場合には非常に重要なセンシティブ情報を、余りにも大きな件数を提供し過ぎるんじゃないかという危惧をどうしても持たざるを得ないんですけれども、その部分の検討結果をお聴かせいただきたいと思います。なぜここまで全て出す必要があるのかということです。

国保・年金課長 今、担当のほうからも申し上げましたように、やはりデータが絞られてしまいますと、効果的なことも考えてのこちらの判断というのもございますし、あと、先ほど申し上げたように、やはり国の動きとしても、これは資料なんですけれども、レセプトとか特定健診を積極的に自治体の保険者のほうで使って、それを保健事業に生かしていきなさいといったところで示されているというのもあるんですね。

例えば受診勧奨におきましても、健診で異常値を出しているにもかかわらず通院していないですとか、生活習慣病通院患者で最近通院していない者を抽出して受診勧奨を行うですとか、そういった具体的な事例が挙げられておりますので、やはり全体を網羅した中で、その方々にどういったアプローチをしていくのが効果的なのか、そんなところで私どもが検討させていただいた結果、おっしゃることはよくわかるんですけれども、全体を網羅した中でやらせていただきたいという判断でございます。

委員 今のお話を聴いていると、国の指導に従わざるを得ないからやりますというふうにしるか聴こえないんですけれども、私からすると、ここまでセンシティブな個人情報を開示してまでやる必要があるのかどうかについて、なかなか今の説明では説得できるのはないんじゃないのかという気がするんですけれどもね。なぜ今までの方法、いわゆる形式的な受診結果だけでなく、一番最初に御質問したように、全く性格も違う、質も違う情報を全て開示する必要があるのか、提供する必要があるのかということについては、やっぱりそこはもう少し慎重なといいましょうか、絶対的な理由が必要なんじゃないかという気がするんですね。単に延長線上で範囲を拡大するというわけではないわけですので。どうしてもこの情報を提供しないといけないという、そのどうしてもというところが必要じゃないかと思うんですけれども、今の御説明だと、あったほうがいいですよ、よくなりますよということとはよくわかります。そこはよくわかるんですけれども、どうしても必要だということまでいっていないんじゃないかという気がするんです。今回のレセプトデータというのはどうしても必要な場合しか使っちゃいけないレベルの個人情報だと思うんですよ。

国保・年金課長 レセプトデータの中から項目を絞ってというのが私どもとしてどこまでできるかという状況がございますので、やっぱり一括してデータをお渡ししてというふうに考えての状態なんですけれども。

委員 極論で言えば、切り分けができないんだったら諦めるという選択肢なんじゃないかと思うんですよね。これだけの重要なセンシティブ情報を拡大して利用する、その切迫性が説明からではよくわからないといいましょうか、要するに、ある面では勧奨事業の延長ですよね。ですから、勧奨事業の延長として突然すごく重要なセンシティブ情報を付加するというのは何か変だというふうに思うんですけれども、何か特別な理由がないとそこはできないような気がするんです。単により精度を高めたいというだけだと、説明としては不十分じゃないかということなんです。

国保・年金課特定健診係員 まず、 と の事業につきましては、レセプトデータが全体でなければ対象者を抽出することもできませんし、対象者に対する専門職からの御案内もレセプトデータを見ながら対象者に保健指導の意義等を御説明しないといけないので、それができなくなるということになりますので、事業自体ができないという結論になります。それを抽出する上で のレセプト分析なんですけれども、これができないのであれば、 もひもづいてできませんということになります。この事業については国は実施するよという事で、我々保険者として努力しないといけない部分ですので、積極的に取り組んでいこうと考えておりますので、このレセプトデータを提供しないと実施できない事業については、今回ぜひとも取り組んでいきたいと考えております。さもないと、被保険者に対しての保険者としての取組みが一部できなくなる、サービスが提供できなくなるということになります。

委員 わかりました。少し整理すると、より具体的なことで言えば、 と に関しては国からの指導もあるし、どうしてもしたいと。それについて と のデータを抽出するために、どうしても までしなくてはいけない、必須でと。そのために何らかの形で名前とレセプトデータを完全に一致させなくてもできる方法があるんじゃないかと思えますけれども、それがなければ、 をしなくてはいけないということについては、一応検討はしていただきたいと思うんですけれども、やむを得ないと考えます。

そうすると、残った に関しては、コールセンターに出す新たな項目については特定保健指導利用履歴と受診結果、問診結果だから、今までと余り変わらないからという考え方なんでしょうか。

国保・年金課特定健診係員　　につきましては、今回新たに追加する部分としては、16ページの5の(1)の　に相当するんですが、追加する項目としては、レセプトは入っておりません。特定保健指導利用履歴と受診結果、問診結果、健診結果の情報です。なので、レセプトという医療機関にかかった情報はコールセンターには提供しません。

委員　これまでとそれほど大きな差はないというふうに考えていいということですか。

国保・年金課特定健診係長　健診結果データにつきましては、これまでも諮問で御承認をいただいているところでございます。

国保・年金課特定健診係員　　については、診療機関にかかった検査データを踏まえて対象者を絞り込む必要があるので、レセプトデータを提供しないで対象者を絞るということは基本的にできませんので、どうしても必要だということになります。

会長　この受診結果と問診結果というのは大したことはないんですか。

国保・年金課特定健診係員　大したことはないといえますか.....。

会長　これは医療機関なり医者の見立てでしょう。

国保・年金課特定健診係員　　そうです。

会長　これは結構大きいとされているんですが。

国保・年金課特定健診係長　受診結果は特定健康診査の検査結果でございます。

会長　そこと　、　、　にも入っていますよね。　　従来だって　に全部入っている。僕は、レセプトデータは保険のあれなんじゃないかと思うんだけども。

国保・年金課特定健診係長　診療で医療機関が保険者に請求してくる.....。

会長　それですから、不正請求なんかの問題もあってというふうに私は勝手に思っているんですけども。

　　でも、これはやりたいんでしょうね。

国保・年金課長　全国的にもやっていますので。

国保・年金課特定健診係長　ほかの自治体も始めておりますので、我々は取り残されるということになりますので。

委員　今の　のところだと、今までも区の職員の方によってこの対象者を抽出しているわけですね。今回はレセプトがないと抽出できないような感じの話になっているような気がするんですけども、今まではどのように抽出していたんですか。

国保・年金課特定健診係員　　今までは担当が手作業で.....。

委員　そのデータは何をもとにして。

国保・年金課特定健診係員 これは同じものです。

委員 やっぱりレセプトということで。ということは、今までもずっとレセプトは取り扱ってきていて、それを外部委託するようになるということでの諮問なんですか。あくまでもこの20万件を扱っているというのは、今までもそれを一生懸命区の職員の人たちが見ていたということになるんですか。

国保・年金課特定健診係員 今まで区の職員が相当労力をかけて対象者を抽出してやってきてはいるんですが、ただ、それも限界がありますので、例えば経年の変化等を追ったり、費用対効果を検証したりするというのがもはや区の職員では手に負えない部分もあります。

委員 私は専門ではないので、レセプトデータというのは薬屋さんの話を聴いているときに、いろいろレセプトなどで忙しいとかという話は聴くんですけども、こういうデータというのは、今までも必要であれば、区の職員の方たち、責任のある部署の方たちも業務に応じて普通に見ていらっしゃるものだったんですね。

国保・年金課特定健診係長 国保・年金課の個人情報として取り扱ってきております。

委員 そうすると、とりあえず今は20万件という話が出ていますけれども、20万件を見ることは職員の方はなかなかできないでしょうけれども、とにかくそのデータの中から糖尿病腎症重症化の人たちを選び出してやっていたと、これを委託してやってもらうようにしたいと、そのように単純化して思いましたけれども、それでよろしいんですか、この内容は。

国保・年金課特定健診係長 それプラス、(5)に書かせていただいている、今後、事業によってどのくらい効果が見込めるかという医療費分析もやっていかなければいけないと国からいろいろと指導を受けているわけですが、それが今まで職員ではちょっと困難だった部分ですので、ぜひそこはやらせていただきたい。毎年、(3)、(4)の事業に対してどれだけの効果があったかというところを見極めていく必要があると言われておりますので、そこは非常に高度な分析ができる事業者でないと難しいと認識しております。

委員 議論も進める必要があると思うので、決をとっていただいて構わないんですけども、とにかくほぼ全区民のレセプトデータが外部提供されるというのはすごく重大なことだということについて、もっときちんとした説明をいただかないと困るということだけこの場で改めて確認したいと思いますし、その重要性について今回議事録に残してい

ただ、この決定というのが前例になって、全住民のレセプトデータ程度だったら流していいんだということにならないようにしていただきたいんですよね。これは相当に大きな問題なんだということだと思っただけです。その部分についてぜひよろしくお願いしたいと思います。

国保・年金課長 国保加入者のレセプトデータでございますので……。

委員 ただ、 の場合には、事実上、それは実際に健診するかどうかわかりませんが、病院にかかれば全区民の……。

国保・年金課長 全区民ではないです。

国保・年金課特定健診係員 被保険者のみのレセプトデータになります。

委員 それはそうですね。

会長 これは国民健康保険に限られるんですよね。

これは何かつけなきゃだめだね。

区政情報課長 18ページをごらんいただくと、12の委託の開始時期及び期間で一番早いのは来年の4月になっております。審議会の日程でお示ししているのでもいきますと2月にございますので、所管のほうもいろいろ御指摘いただいた部分を持ち帰って確認するところもあろうかと思っただけですけれども、2月で間に合うのであれば継続審議とさせていただいて、今御疑念いただいた部分について十分説明できるような体制を組んで再度臨むということで大丈夫ですか。

国保・年金課長 わかりました。では、2月に精査した内容をまた皆様方に御説明させていただきたいと思っただけです。

あと、私の説明のときに、資料の18ページの9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無について、なしと申し上げたみたいなんですが、ありということで、そこだけ訂正させていただきます。

会長 委託業者はレセプトをどういうふうに分けてくれるんですかね。これはどうせパソコンでばあっと処理していくんだと思っただけですけれども。

国保・年金課特定健診係員 まず電子データですので、各方の主傷病と毎月の医療費を1つのレコードとしてつなげて、それで病気あればその病気の人を特定して、現在の診療情報を加えた上で、各事業者が電話でその対象者に御案内する、そういう流れになりますので、レセプトデータの医療費の経年比較、今後ずっと続いていく事業になります。

会長 では、済みませんが、また御説明願いたいと思っただけです。

諮問第809号は継続ということで、次回やります。

諮問第802号

会長 次に、諮問第802号です。これは前回の継続です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 御説明いたします。

資料の19ページをごらんください。「若者支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。こちらは、前回の審議会におきまして継続審議となった案件でございます。

次の20ページからが諮問の内容となっております。こちらは、継続審議となった委託で取り扱う個人情報の項目について整理しております。

所管課は、子ども・若者部若者支援担当課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。お願いします。

若者支援担当課長 若者支援担当課長の小野でございます。よろしく御願いいたします。

それでは、諮問第802号「若者支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（希望丘青少年交流センターに係る運營業務委託）につきまして説明をいたします。

これは、前回の10月23日の第4回審議会に諮問し、継続審査となった案件でございます。御指摘を受けた部分につきましてこちらでも内部で精査し、今回変更いたしましたので御説明をさせていただきます。

まず、2の委託の内容でございます。こちらは変更ございませんが、改めて簡単に説明をさせていただきます。世田谷区は、基本計画において、若者が力を発揮する地域づくりを重点政策に位置づけております。その実現に向けて、若者が主体的に交流や活動を広げていくことができる地域の拠点として青少年交流センターを整備・運営してしております。現在、青少年交流センターは、池之上青少年会館と野毛青少年交流センターの2つのセンターを運営しておりますが、このたび3つ目となります希望丘青少年交流センターを来年2月に希望丘中学校跡地に開設いたします。この設置趣旨は、若者の交流と活動を推進することを通し、若者みずからの自立と成長を促すとともに、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成することにあります。その実現に向けて運

営業務を外部委託により実施するものでございます。

委託の内容は記載のとおりでございます。

あわせて、24ページの別紙1は、後ほど参考にごらんいただければと存じます。

次に、5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。今回改めて諮問するに当たりまして、前回の御意見、御指摘内容を踏まえ、訂正した箇所でございます。訂正を加えたものは、この部分のみとなっております。前回、委員の皆様から御指摘をいただきました内容は、大きく4点ございました。1つ目が、利用登録時に必要な情報と、登録にイベントプログラムを実施する際に必要な情報を整理すること、2つ目として、利用登録時に必要な情報の中でも個人と団体を分けること、3つ目、必要項目と任意項目を明確にすること、4つ目として、申請書等の様式を添付することで行いました。

まず、区から委託先へ提供するものについてでございます。区から委託先へ提供するケースは実際には少ないと考えておりますが、希望者から区に直接参加又は協力の連絡があった場合には、御本人の意向を確認した上、委託先に提供することを想定しております。

最初に、の利用登録者に関しましてでございます。利用登録に伴い取り扱う項目につきましては、別紙2として申請書を添付しております。氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先又は学校の名称と勤務先又は学校の所在地でございます。こちらを必須項目としております。

次に、施設予約利用に伴い取り扱う項目につきましては、別紙3の申請書を添付しております。氏名、住所、電話番号、代表者の氏名、活動希望内容、所属する団体の名称でございます。こちらも必須項目でございます。

次に、事業実施に伴い取り扱う項目につきましては、各事業実施に必要な項目のみ取り扱う任意項目となります。氏名、住所、電話番号、性別、メールアドレス、職業・職歴、学歴、学年、団体加入の有無、所属する団体の名称、地域活動状況、活動希望内容、相談内容でございます。センターで実施する就労支援プログラムなどにおきましては、状況に応じて職業ですとか、職歴、学歴を取り扱うケースもございますが、それ以外の例えばダンスや音楽のプログラムに参加する利用者に職業や職歴、学歴を取り扱うことは想定しておりません。

次に、の地域の協力者に関しまして、協力者登録に伴い取り扱う項目につきまして

は、氏名、住所、電話番号、協力内容でございまして、こちらは必須項目です。

また、事業実施に伴い取り扱う項目につきましては、各事業実施に必要な項目のみ取り扱う任意項目となります。イベント等周知のためのプロフィール情報でございます。

また、委託先が本人から収集するものは、区から委託先へ提供するものと同様の項目を考えております。

6の個人情報を取り扱う場所から12の委託の開始時期及び期間までの各項目につきましては、前回からの変更はございません。

12の委託の開始時期及び期間は、平成31年2月より継続して行う予定でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 前回よりも大分整理された形だと思うんですけども、よく郵便で書留とかを受け取るときに本人確認書類とかを出したりするんですけども、この利用の申込みのときにそういった本人確認書類の提示とかは求めるんでしょうか。なりすましでほかの人を区民ということにして申し込んでおくというようなことがないのかということところがちょっと気になったんですけども。

若者支援担当課長 今回そういった提示は求めないということでございます。その代わりに、御自身で住所、お名前、区内在住か在学かということで、学校名ですとかを書いていただくようにしております。

委員 ということは、私が30歳だったとして、利用するときにはほかの人が私の名前をかたって登録してあっても、それはちょっとわからないというふうに理解しておいていいですか。

若者支援担当課長 そうということになるのかもしれませんが、これは、ただ単に受付のための、利用するためのものだけではなくて、実際に利用する方は、この登録をいただいた後に、施設の職員たちと様々な場面で信頼関係をつくったり、かかわりを持っていきますので、そうした中で今おっしゃるようなことは極力発生しないようになっていくのかなと考えております。

委員 入り口としてこれを利用するということですね。ありがとうございます。

委員 委託先の選定はもうお済みですか。

若者支援担当課長 委託先は選定して、決定しております。

委員 選定中ですか、選定済みですか。

若者支援担当課長 選定済みでございます。

委員 どういうところですか。

若者支援担当課長 公益財団法人児童育成協会というところでございまして、健全育成事業の大きな法人でございます。少し前には、渋谷にありますこどもの城という大きな児童センターを運営していた事業体になります。

委員 委託先の事業者名が今出されたので、本件の個人情報の取扱いとは直接かかわりはないと思うんですけども、例の世田谷区内で発生した企業主導型保育事業にかかわった、国を挙げて行っている保育待機児対策の大きな事業を担っているところが児童育成協会さんですね。そこが今回、世田谷の3番目の青少年交流センターの事業の委託を受けるということで、いろんな意味で社会的に波紋を呼んでいるところ等もありますから、当然この事業委託に当たっては、そういういろんな懸念なりが払拭されるようにと思いますけれども、そのところはやっぱり皆さんの関心が非常に高いと思いますので、ぜひ御留意をいただきたいと思います。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第802号は異議なしと認めます。

諮問第810号

会長 次に、諮問第810号です。こちらは、所管課が事務局である区政情報課となっております。それでは、説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、区政情報課長、好永より御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

お送りしました資料の27ページと、本日机上配付いたしました審議資料NO.6というクリップでとめてあるものをお手元に御用意ください。

まず、諮問の資料の27ページから御説明を差し上げます。ちょっと読ませていただくような形で説明させていただきます。平成23年に公文書等の管理に関する法律が施行され、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、公文書を区民の知的財産として適正に管理していくことが求められました。世田谷区では、この間も世田谷区文書管理規程に基づき、また、文書等の保管、保存、廃棄等に関する事務を円滑かつ適正に行ってまい

りました。その一方で、昨今の公文書管理についての重要性が注目される中、区民に対して公文書の管理ルールについて透明性を担保し、現在及び将来の区民に対する説明責任を全うしていく必要がございます。このように、公文書の管理は情報公開の基盤となるものであり、公文書を適正に管理することは、区民との強い信頼関係を築くために重要な役割を果たします。つきましては、法律の趣旨、さらには社会状況の変化も踏まえまして、情報公開の推進を通じて開かれた区政の実現を図る必要がございますために、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第3号の規定に基づき諮問をするものでございます。

諮問事項の名称としましては、(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方についてでございます。

机上配付を差し上げましたクリップどめの資料の表のA4、1枚目をごらんください。重複になりますけれども、1の公文書管理法の制定については、平成23年に法律が施行されまして、その第34条といたしまして、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と努力規定が定められました。

2としまして、他自治体の動向をまとめてございます。法の制定後、公文書管理に関する条例を制定している自治体については、世田谷区で把握している数は都道府県で5、政令指定都市が3、市区町村が9の合計17の自治体で、まだまだ数は少ないです。括弧書きで書いてありますように、法制定前には2つの自治体で制定済みでございます。以下は一覧で書いてあるとおりでございます。市町村の最後の括弧書きの熊本県宇土市、北海道ニセコ町が法制定前の2自治体でございます。

3の世田谷区の現状でございますが、この間も文書管理規程等に基づいて文書管理事務をとり行ってまいりました。詳細については、1枚めくりますと、文書のライフサイクルという資料をつけさせていただいておりますが、文書取扱規程と文書管理規程ということで条例化はしておりませんが、区の内部の規程に基づきまして適正に処理をしているところでございます。

こちらのライフサイクルをごらんいただきたいのですが、例えば文書が到達しますと、收受という事務手続がございます。その收受に関して、またはそれについて区の方針なり回答などの案をつくるのですけれども、これを起案と申しまして、起案の手続がございます。それから起案文書の決定手続がございます。それを施行するという形

になります。文書が発生された後は、その管理ということで保管になりますけれども、ここからは文書管理規程の取扱いになりまして、ファイリングして収納するというのが保管、それから、決められた年限保存するという、それから、適正に保存された後は、期間が満了したものについて、又は不要となったものについて廃棄をするというのが一連のサイクルでございます。

1枚目の資料に戻りまして、3の世田谷区の現状ですけれども、このたび新実施計画、区の計画でございますが、これの一部で情報公開の推進の取組みの一環として新たな公文書管理ルールを検討して、(仮称)公文書管理条例の制定を進めることとなりました。この条例制定の手続ですけれども、公文書の範囲、定義として、どの範囲を公文書と定めるのか、それから、保管、保存の取扱いの新たな公文書の管理のルールについて先行的に検討しまして、国のほうで努力規定で設けられております将来に向けての公文書の保存について、特に歴史的な価値のある公文書、どういう時点でどういう意思決定が区の内部で行われたかというのを将来でも検証可能にするような重要な文書については、別途公文書館のような機能を設けて実行しなさいというような要請もございますけれども、この歴史的に重要な公文書の管理についての検討は、さきの公文書の管理ルールの後に検討を行いたいと考えております。

4、審議会に意見としてお聴きしたい事項が書かれております。先ほど申し上げました公文書の管理ルールについて先行して検討することを踏まえまして、以下、中点が6つございますけれども、例えば私的メモと公文書の区別に関する基準、公文書に位置づけられるメールの基準、保存期間の見直し、文書の廃棄の判断、廃棄を判断又は審査する第三者機関の必要性、公文書について不適切な取扱いをした者に対する罰則の考え方、その他の論点となっております。繰り返しになりますが、国のほうで森友問題とか、加計問題とか、PKOの日報の問題とか、いろいろと文書がなかったり、あったりというので右往左往していた部分がございますけれども、世田谷区の文書管理について区民に対して透明性を担保するという意味も含めまして、先行してこの部分を先に条例化したいと考えておりまして、その部分について審議会の意見を賜りたいと考えております。

資料としまして、現在の文書取扱規程と文書管理規程をホチキスどめで添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 ただいま御説明いただきましたけれども、今回、（仮称）世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方についてということで、これは論点もありますけれども、議論すべき事項が非常に多岐にわたっております。よって、我々審議会としては、小委員会を設けて検討するという方法をとりたいと考えております。いかがでしょうか。

区政情報課長 説明が漏れておりました。申しわけありません。先ほどのA4に裏面がございました。今後のスケジュールは記載のとおりでございます。この中に小委員会の日程も入る予定とさせていただきます。

説明は以上でございます。失礼しました。

会長 これまでも2回ほど小委員会を設けて審議してまいりました。根拠条文はありますよね。

区政情報課長 追加で事務局から説明させていただきます。お手元に配付してございます黄色のファイル、文書をつづってあるファイルに見出しが書いてありますけれども、8番目をおめくりいただくと、そこに世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例がございます。こちらの第8条第2項におきまして、「小委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。」と規定しております。また、条例の第8条第3項におきまして、「小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。」と規定してございます。それから、小委員会の委員の指名につきましては、会長の指名する者となっておりますので、この場で会長の御指名を賜りたいと思っております。

追加の説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、小委員会の委員につきまして、勝手ながら指名させていただきます。私も入りますが、室井副会長、お帰りになりましたが、事前に承諾を得ております山田委員、菅野委員、そして中村委員、福田委員の6名で小委員会を組織して、今後検討してまいりたいと思っております。なお、小委員会の委員長は、室井副会長にお願いしたいと思っております。日程については、今後、委員の皆様の日程調整を事務局に依頼して、1月下旬あたりを目途にして最初の小委員会を開きたいと考えております。小委員会の委員になられる方々には、この審議会終了後に日程調整ができればと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいりたいと思います。御協力

のほどお願いいたします。

諮問第811号

会長 次に、諮問第811号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の28ページをごらんください。「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の29ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、世田谷保健所健康推進課、各総合支所保健福祉センター健康づくり課でございます。

審議のポイントは、3の外部委託、6の電子計算機への記録、7の回線結合でございます。

それでは、所管課を代表して、健康推進課より説明いたします。よろしく申し上げます。

健康推進課長 健康推進課長の鶴飼です。よろしく申し上げます。

それでは、「健康推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合について（母子保健システムの構築等）につきまして御説明いたします。29ページをごらんください。

まず、本件の事業概要ですが、区では現在、母子保健法等による妊婦や子育て中の親子等に関する子育て家庭の情報を母子保健管理票等の紙台帳、いわゆるカルテのようなもので管理しております。一方、区では、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える世田谷版ネウボラを平成28年7月に開始いたしましたが、庁内関係所管の効果的な情報共有を図っていく仕組みがないことが課題となっております。これら課題解決に向けて母子保健事業のパッケージシステムをベースとした区の母子保健システムを構築し、来年度より稼働する予定で準備を進めております。さらに、そのシステム稼働後、関連情報を一元管理し、要支援世帯へより適切できめ細かな行政サービスの実現を目指してまいります。そのため、今回、第1、外部委託に伴う個人情報の保護措置について、第2、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録について、第3、外部の電子計算機との回線結合についての3点を諮問させていただきたく、順次御説明させていただきます。

最初に、第1、外部委託に伴う個人情報の保護措置について御説明いたします。

1の母子保健システム構築業務及び保守業務の外部委託ですが、(1)の委託の件名は、母子保健システム構築・保守作業委託になります。

(2)委託の内容としては、母子保健システムの構築として、母子保健に関する事務処理のパッケージシステムをベースに、このシステムを新たに構築しております。また、のとおり、同システムは平成31年、2019年7月に稼働予定であり、それ以降はシステムの保守を委託いたします。

お手数ですが、30ページをごらんください。(3)諮問の趣旨ですが、システム構築業務及び保守業務を外部委託することに伴い個人情報を取り扱わせることから、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問いたします。

(4)対象となる個人の範囲は記載のとおりでございます。

(5)委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は、1年間の延べ件数が概ね24万2,400件、詳細内容は、お時間の関係から別紙1に記してございますので、後ほど御確認ください。なお、委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものは、いずれもございません。

(6)個人情報を取り扱う場所は、世田谷区事務センター及びクラウドサービス事業者のデータセンターに限られ、(7)個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無もございません。

(8)委託先との個人情報の授受の方法は電磁的記録媒体で行います。

(10)委託先の個人情報の保護管理体制ですが、記載のとおり、問題ないことを確認しております。

続いて、31ページをごらんください。(11)委託の条件ですが、他の委託契約と同様に電算処理の業務委託契約の特記事項を契約条件とし、委託先に遵守させてまいります。

なお、(12)の委託の開始時期及び期間ですが、システム構築とその後の保守とで期間が記載のとおり分かれておりますので、御確認ください。

引き続き、2、母子保健システム入力用データ作成の外部委託について御説明いたします。

(1)委託の件名ですが、妊婦健康診査結果等の電子計算機入力データ作成の業務委託です。

(2)外部委託する理由ですが、システム稼働後は健康診査結果情報を当該システムで

一元管理するためには、受診結果票、これは文書ですが、この記載情報を当該システムへ入力する必要があることから、入力作業による職員の負担を軽減し、作業の効率化を図るため、入力用データの作成を委託するためです。そのため、(3) 諮問の趣旨は記載のとおりです。

(4) 対象となる個人の範囲ですが、前項で御説明した対象の乳幼児、妊婦のうち、記載の健診を受診した個人に限られます。

お手数ですが、32ページをごらんください。(5) 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は、1年間の延べ件数が約14万4,000件、詳細内容は別紙2にお示ししてございますので、後ほど御確認ください。なお、委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものは、前項同様に、いずれもございません。

(6) 個人情報を取り扱う場所は、データ処理等がございますので、委託先事務所及び区が指定する場所となっています。

(7) 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無はございません。

(8) 委託先との個人情報の授受の方法は、電磁的記録媒体に加え、文書での授受も行います。

(10) 委託先の個人情報の保護管理体制ですが、記載のとおり、問題ないことを確認しております。

(11) 委託の条件ですが、他の委託契約と同様に、電算処理の業務委託契約の特記事項を契約条件とし、委託先に遵守させてまいります。

33ページをごらんください。(12) 委託の開始時期及び期間ですが、記載のとおり、システム稼働後の来年7月より開始する予定でございます。

次に、第2、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録について御説明します。

1、電子計算機に記録する理由ですが、冒頭にも御説明したとおり、区では母子保健事業のパッケージシステムをベースとした区の母子保健システムを来年度より稼働し、関連情報を一元管理し、要支援世帯へのより適切できめ細かな行政サービスの実現を目指してまいります。そのため、このような個人情報をデータベースで一元管理するため、区の電子計算機へ記録することが諮問の理由でございます。

2、諮問の趣旨ですが、区が母子保健システム構築・運用することにより、新たな個人情報の項目を区の電子計算機に記録することから、条例第17条第4項の規定に基づき諮問

させていただきます。

3、対象となる個人情報の範囲及び4、記録する個人情報の項目及び件数は記載のとおり、先ほど御説明した第1の外部委託に伴う個人情報の保護措置についてと同様となっておりますので、後ほど御確認ください。

5、電子計算機に記録する方法ですが、システム構築の来年4月から6月までは区が用意した各種情報等を電磁的記録媒体にて委託先事業者に渡し、システム用サーバーへ移行いたします。また、システム稼働後の来年7月以降は、関係所管の職員のオンラインによる入力、また、健診結果を記入したOCR帳票の読み込み、さらに、第1の2に記載した入力用のデータ、これはパンチデータによりシステムに記録してまいります。

6、区の個人情報の保護管理体制としては、区の情報セキュリティポリシー並びに関係各課の情報セキュリティ実施手順書を遵守してまいります。

お手数ですが、34ページをごらんください。7、記録の開始時期ですが、必要データの入力作業につきましては、来年4月より、システム稼働より前倒しして行ってまいります。

最後に、第3、外部の電子計算機との回線結合について御説明いたします。

1、回線結合する理由ですが、新たな母子保健システムについては、区の電子計算機と、先ほど申し上げたクラウドサービス事業者の電子計算機との回線結合が業務上必要となるためです。そのため、回線結合の相手はクラウドサービス事業者となります。

3の諮問の趣旨としては、区の電子計算機とクラウドサービス事業者の電子計算機を回線結合することから、条例第18条の規定に基づき諮問させていただきます。

4、対象となる個人の範囲及び5、回線結合する個人情報の項目は記載のとおりです。第1の外部委託に伴う個人情報の保護措置についてと同様となっておりますので、こちらも後ほど御確認ください。

6、回線結合の方法ですが、区とクラウドサービス事業者の間は専用回線で接続し、外部からネットワーク接続ができないように構成してまいります。また、専用回線は、事務センターと本庁舎から2回線接続することで、一方で通信障害が発生しても継続してサービスの利用ができる構成といたします。

7、相手方の個人情報の保護管理体制ですが、(1)情報セキュリティの管理体制、(2)データセンターのセキュリティ対策及び(3)サーバーアクセス・ネットワークのセキュリティ対策について、35ページにわたり記載されているとおり、問題がないことを確

認しております。

8、区の個人情報の保護管理体制ですが、こちら先ほど御説明した第2の新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてと同様に、区の情報セキュリティポリシー並びに関係所管の情報セキュリティ実施手順書を遵守してまいります。

9、回線結合の開始時期ですが、来年4月より行う必要データの入力作業と同様に回線結合も行う予定でございます。

御説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 幾つか教えてください。まず30ページの対象となる個人の範囲ということで、0歳から3歳までの乳幼児、妊産婦、配偶者及びパートナー、その他世帯員ということですが、実際、(5)委託で取り扱う個人情報の項目及び件数のところでは、延べ件数が24万2,400件という記載があります。延べ件数はわかったんですが、そもそも世田谷は、このところ毎年就学前のお子さんが1,000人を超えて増えていますよということなんですけれども、実際に個人の実数としては、(4)のところはどのくらいの数を今想定しているんでしょうか。

健康推進課長 直近の出生数なんですが、大体8,000ぐらいで、それまで10年間ぐらいは6,000から8,000まで一気に伸びてきたんですが、今の段階でいくと8,000ぐらいの数で大体頭打ちになりつつあって、ここ数年は横ばい状態です。まずそれが基礎になってきます。それが年代別にいくような情報ですと、1学年で8,000ぐらいを基礎にしていればいかなと思います。

委員 わかりました。

2つ目なんですが、同じページの(6)の個人情報を取り扱う場所として、クラウドサービス事業者のデータセンターという表示があります。これは、母子保健事務のパッケージシステムをベースとした母子保健システムを構築する、それから保守も行っていただく事業者がクラウドサービス事業者ということなんですが、これは、具体的にこれまで区との関係でかわりがあったところ、若しくは、これはどこを指しているんでしょうか。

健康推進課長 業者名ですか。こちらは情報政策課のほうで信頼のおける業者を一括して我々のほうに情報をいただいているので、まだ……。

情報政策課長 では、情報政策課長、齋藤から御説明します。

これにつきましては、今、課長から御説明があったとおり、従来、ほかのシステムも乗せているマイクロソフト社のAzureというところに置かせていただく予定です。

委員 その関連で3つ目なんですけど、31ページに2の母子保健システム入力用データ作成の外部委託というのがありますね。この委託をする事業者というのは、そのシステム構築、保守と同じなのか、それとも別の事業者なんですか。

健康推進課長 入力データの作成の事業者とは別の事業者です。

委員 4番目に伺いたいのは、同じページの2の(2)で、各医療機関から区へ対象者の受診結果票(文書)が送付されてくるという表示がありますね。これは先ほどたまたま諮問第809号のところで、この関係で情報提供票とかレセプトの関係とか、検査データの関係、いろいろなものがありましたけれども、そこで言っている情報提供票の類いとこれはどういうふうに違うのか、それとも似たようなものなのか、受診結果票というのはどういうイメージなんですか。

健康推進課長 まず、母子保健の関連は2つ健診がありまして、区が直営でやる健診、それと区内の医療業者に委託している健診があります。その年代のライフステージごとにどちらがやるかというのが決まっているんですが、ただ、これはあくまでも医療行為じゃなくて、母子保健法に基づく健診ですので、先ほど言ったレセプトとか、そういうものとは全く違うものです。それで、区内の医療機関から送られてくるのは、それぞれの健診票というのがございまして、その健診票の結果が区のほうに送られてきますので、そちらのことを指しています。

委員 わかりました。

その次に、ちょっとページが飛びますけれども、34ページの回線結合の関係ですけれども、専用回線という表現をしていますね。この専用回線もいろんな性格を持って、いろんなレベルのものがあるかと思うんですが、ここで言っているクラウドサービス事業者との専用回線はどのような専用回線なんですか。

情報政策課長 では、こちら情報政策課から。これはまさに専用回線で、通信事業者と我々だけが使う専用の回線を使っています。仮想的に使っている線ではなくて、芯線、光ファイバーから専用のものを直接データセンターまでつなぐようにしています。

委員 では、いわゆる芯線の専用回線ということで理解してよろしいんですね。わかりました。結構です。

委員 何点か伺いたいんですけど、まず32ページ、2の(6)の区が指定する場所は、

今リモートアクセスで自宅でお仕事する方もいらっしゃると思いますけれども、個人宅というような形は想定しなくていいんですか。

健康推進課長 (6)の個人情報を取り扱う場所ということで、これは委託先のことを言っていますので、個人のお宅ということは想定していません。

委員 区が指定する場所というか、委託先の社員が自宅で勤務できる体制だったら……。

健康推進課長 そこまでのことは想定していません。これはあくまでも委託先事務所がまず基本になります。これを扱う場所はもちろん限定なんですけど、ただ、そこで何かトラブルとかがあった場合に、要は区の事務センターで作業をしなければならないとか、そういった本当に限定したもので、今おっしゃったような事業者が個人宅でうちの情報を扱うということは想定しておりません。

委員 関係すると思うんですけども、今度は第3、外部の電子計算機との回線結合についての7の(1)のところなんですけれども、第三者による監査というのは、どういう方が監査をすることになるんですか。

情報政策課長 情報政策課からお答えします。こちらは先ほど御説明したとおり、クラウドに対して借りるのはマイクロソフト社のAzureというところなんですけど、マイクロソフト社自身がさらに第三者、自分じゃないところに頼んで監査をしているということになります。

委員 第三者というのは、どういうチームを区民としては想定していればいいんですか。

情報政策課長 恐らくセキュリティ専門の会社、例えば日本の中で言うとラック社とか、幾つかセキュリティだけを専門にする会社があるんですけど、そういった会社が専門的な見地を持ってシステム監査を行っているということです。

委員 ここに出てきている委託先とは別の株式会社なりが監査に入るというイメージで。

それに関連するんですけども、7の(2)の24時間体制で管理をする、それは外部委託先が管理するということですか。

情報政策課長 そうです。

委員 (3)の事故発生時に開示を求めるのはどなたが。

情報政策課長 区からクラウドサービス、マイクロソフト社に開示を求めるということになります。

委員 発生時以外に定期的に見るということは想定してないんでしょうか。

情報政策課長 区が見るということは想定してなくて、マイクロソフト社だけじゃないん

ですけれども、クラウド業者は、正確に言うとサーバー自体の置き場所も開示していない場合があるんですね。ですから、事故がない限りは我々が直接そこを監査したり、検査したりすることができない仕組みになっているので、現在は想定していません。

委員 何か起こらない限りは行くこともないし、場所もわからないと。ありがとうございますました。

会長 ほかに御質問ありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第811号は異議なしと認めます。

(4) 報告事項

報告第300号

会長 次に、報告第300号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の44ページをごらんください。「健康推進業務」における区民意識調査の送付に係る外部委託の報告についてでございます。本件は外部委託の事前一括承認基準に該当する案件でございます。

水色の手引の228ページ、こちらの類型5番、通知書等の封入封かん委託に該当するものでございます。

所管課は、世田谷保健所健康推進課でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

健康推進課長 では、引き続き私のほうから、「健康推進業務」における区民意識調査の送付に係る外部委託の報告について（答申第1号の事前一括承認基準該当事項）を御報告します。44ページをごらんください。

まず、恐れ入りますが、最初に3の委託の内容を先に御説明させていただきます。区では、従前より世田谷区自殺対策協議会を設置し、様々な自殺対策をこれまで展開してまいりました。一方、国は、平成28年4月に自殺対策基本法を改正し、都道府県や区市町村に自殺対策計画の策定を義務づけました。そのことを受け、区はこの協議会を中心に検討を行い、区の自殺対策計画として世田谷区自殺対策基本方針をまとめることといたしました。そのため、本年9月にその基礎資料となるための区民意識調査を実施いたし

ました。実施に当たりましては、対象者に調査票を送付するため、調査票の封入封かん及び発送業務を記載のとおり外部委託により行いましたので、今回御報告させていただきます。

お手数ですが、資料の文頭に戻りまして、1、事前一括承認基準の類型及び件名をごらんください。先ほども事務局から言いましたように、本件につきましては、類型5、件名は通知書等の封入封かん委託となります。

また、具体の件名としては、2、委託の件名に記載のとおり、「世田谷区自殺対策基本方針」策定のための区民意識調査票の封入封かん委託でございます。

恐れ入ります、冒頭で3について先に御説明しましたので、1つ番号を飛ばしまして、4、対象となる個人の範囲をごらんください。対象となる個人は、住民基本台帳から無作為抽出した満20歳以上の区民を対象といたしました。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数につきましては、総件数は45ページに記載のとおり4,000件、44ページに戻っていただいて、区から委託先へ提供するものは、氏名及び住所となります。なお、委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものは、いずれもございません。

改めて45ページをごらんください。6の委託先及び7の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無につきましては記載のとおりです。

8、委託先の個人情報の保護管理体制ですが、記載のとおり、問題のないことを確認しております。

9、委託の条件としては、個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項を契約条件とし、委託先に遵守させて作業をさせました。

10、委託の開始時期及び期間は、平成30年9月4日から同年9月25日までの間でこの事業を実施したところでございます。

報告は以上です。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと参考までに伺いたいんですけども、対象となる個人の範囲が満20歳以上の区民となっています。いわゆる成人年齢は20歳から18歳ということで引き下げられると同時に、この意識調査の調査票の項目にもよるかと思うんですけども、このテーマだと、やっぱり18、19のところに関心の上でもかなり高い部分があるのかなという気がしたものですから、恐らく20歳以上というのは従来どおり、この種の調査の場合の対象年齢の設定

だと思うんですが、今後この種のものを行う場合に年齢の要件を引き下げるとか、対象を広げるとか、そういうことのお考えや検討はどうなんでしょうか。

健康推進課長 今、委員のおっしゃるように、これは健康せたがやプランという計画もあるんですが、それに準じて20歳以上を抽出してやったということは確かにそのとおりなんです。ただ、我々も、やはり自殺、心の問題というのは非常に若い年齢層で、特に世田谷区でも若い方が 自殺率は国や都より低いんですけども、やっぱり人口も多いので年間100人ぐらいの方が自殺でお亡くなりになっているなんていうことも課題として認識しておりました。

そこで、この調査と、医療機関ですとか、相談窓口の調査も実施して、プラス、これは個人の情報が特定できる調査じゃなくて、今までの経験から、こういう書面で健康に関する調査をしても、どうしても高齢者の回答に偏る傾向があって、なかなか若い方はこういうのに反応を示してくれないんですね。ところが、ある別の所管でやったウェブ、要は、自分のパソコンとかでやると割と反応がいいよというお話がありましたので、うちも若い方向けの調査としては、ウェブ調査をこれとは別に実施しております。ただ、その問題点は、区民であることが限定できないのと、その人が男性なのか女性なのか本当にその答えに信憑性がないという、そのあたりがあるんですが、ただ、先ほど言った若い方にアプローチしないのはこの課題からして無理なので、参考にでもなればということでウェブ調査もあわせて実施してございます。

委員 ありがとうございます。

委員 この報告は9月25日で終わっているんですけども、この戻ってきた意識調査が今どんな状況になっているか教えていただくことはできますか。

健康推進課長 基本的には4,000人の調査を実施して、回答率が36.9%、これは低いと思われがちなんですが、自殺関係のこういったナイーブな調査としてはそこそこの回答だと、これはほかの自治体とかとも照合したんですが、悪くない数字だなということで評価しております。これは、健康状態やストレス、相談の相手先など5つの項目で全40問の調査項目があったんですが、そちらをまず単純集計した後、今度は仮説を 来年度方針を出すために、多分今の世田谷区民は、若い方がこう考えていて、こうなのかとか、高齢者の方とかでも自殺が増えているよとかというところをもっと浮き彫りにするためにクロス集計という、要は、この項目と項目をやったらそういった問題点が見えるというような分析もやって、今まとめている最中ですが、もうちょっとお時間がかかるというところです。

委員 それは区の職員がされているんですか。

健康推進課長 まず委託した業者が単純集計とクロス集計のサポートをしていますが、さっき言った仮説ですとか、そういうものは我々のほうで考えてやっていて、業者とコミュニケーションをとりながらやっています。

委員 封かんした業者が一次的な集計もやっているということ。

健康推進課長 はい。

委員 ありがとうございます。

委員 この報告は過去に審議された案件の報告だと思うんですけども、これは何月のどういう審議というのをどこかに書いておいていただけると、事前に予習するのに大変助かるんですけども。

会長 恐らくこれは事前一括承認だから審議していないと思います。そういう理解でよろしいですか。

区政情報係長 はい。

委員 報告第299号も同じことですか。

会長 これもそうだと思います。

区政情報係長 同じでございます。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、報告第300号は御承認いただいたということで、本件を事前一括承認基準の事例に加えます。

(5) その他報告事項

国民健康・栄養調査にて、問題が起こった際の責任の所在について

会長 次に、その他報告事項に移ります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、御説明いたします。

前回の10月の審議会におきまして、健康推進課より諮問事項として、国民健康・栄養調査「栄養摂取状況調査」におけるオンライン調査回答の実施について諮問いたしました。その諮問の際に、委員の方より問題が起こった際の責任の所在はどこにあるのかという御質問をいただき、確認し、報告することとなった案件でございます。本件につきましては配付資料はございませんが、口頭にて引き続き、世田谷保健所健康推進課より説明いたします。お願いします。

健康推進課長 では引き続き、10月23日の諮問第805号の国民健康・栄養調査は、国の健康増進法に基づく調査で行っているものですが、その際に漏えい等の問題が起きた場合の責任の所在はという御質問で、厚生労働省に直接確認させていただきました。厚生労働省からは、個別案件で、責任の所在は一概に国だとか、区だとかということは簡単には答えられないということだったんですが、ただ、まず総責任という形で問われた場合には、やはりこれは健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査を実施しているのは厚生労働省であるので、そこに責任の所在があるという回答をいただきました。ただし、回線結合等の自治体側のトラブルの場合は自治体の責任、また、国立健康・栄養研究所のウェブサイトも介在しているので、そこでのトラブルならその研究所が責任をとるということで、一応そのような回答をいただきましたので、御報告させていただきます。

会長 ただいまの件について御質問はありますか。 ないようでしたら、ただいまの報告を了解いたします。

「社会体育の普及・振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について

会長 次のその他報告事項です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 説明いたします。

恐れ入りますが、資料の47ページをごらんください。前回の10月の審議会におきまして、オリンピック・パラリンピック担当課より、諮問第799号「社会体育の普及・振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてを諮問いたしました。この件につきまして御承認いただいたところでございますが、条件が付されまして、委託で取り扱う個人情報の項目について、イベントへの参加者と観覧者で何を収集するのか改めて精査し、報告することとなったものでございます。

それでは、スポーツ推進部オリンピック・パラリンピック担当課より説明いたします。お願いします。

オリンピック・パラリンピック担当課オリンピック・パラリンピック担当係長 それでは、御説明させていただきます。オリンピック・パラリンピック担当課担当係長の松岡と申します。よろしくお願いたします。

前回の審議会にて御説明させていただきましたパラスポーツ大運動会の運営委託でございます。前回の御指摘の項目以外の変更はございませんが、共生社会の実現に向けたパラ

オリンピック競技の理解促進と東京2020大会に向けた気運醸成を目的といたしまして、障害者スポーツの運動会を実施するものでして、イベント参加者及び観覧者を応募する際の応募用ウェブサイトの構築及び運用、チーム分けの作業などの業務を委託するものでございます。

参加、観覧を希望する区内在住、在勤、在学者等を個人の範囲の対象としております。

48ページの5の委託で取り扱う個人情報の項目ですが、こちらが前回御指摘いただきましたとおり、観覧者で取り扱う個人情報の項目とイベント参加者の取り扱う個人情報の項目が同等じゃなくてもいいのではないかとというような御指摘もいただきまして、今回整理をさせていただきました。

(1) 個人情報の項目の記載ですが、区から委託先へ提供するもの、委託先が本人から収集するもの、ともに参加者と観覧者を分けて記載しております。まず参加者ですが、前回より1点だけ変更させていただきました、前は住所や勤務所在地、学校名と具体的なものを入れておりましたが、そちらを区内在住・在勤・在学か、その他の別、すなわち区外の関係というように、2択を求めるように変更いたしました。次に、観覧者につきましては、項目を絞りまして、氏名、メールアドレス、それと、参加者と同様、区内在住・在勤・在学、その他の別の選択、それと、午前又は午後の区分、観覧者の車椅子席の希望の有無、こちらの点に項目を絞りました。

件数は770件程度を想定しております。

6の個人情報を取り扱う場所から11の委託の条件は記載のとおりでございます。

12の委託の開始時期及び期間は、平成31年1月上旬から平成31年3月29日までとしております。

御説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 確認したいんですけども、パラスポーツ大運動会の対象は、区の在住、在勤、在学のほかに、その他という区別ができたけれども、在勤、在学、在住じゃなくても参加も観覧も歓迎ということなんでしょうか。

オリンピック・パラリンピック担当課オリンピック・パラリンピック担当係長 今回、参加者に関しましては大体80名超、観覧者は600人超ぐらいのキャパシティがございます、定員を下回るようであれば、区内在住、在勤、在学以外の方も受け入れる態勢を整えています。ただ、それを上回るような応募があった場合は、やはり区内在住、在勤、

在学の方を優先させていただきたいと思います。そういう趣旨でございます。

委員 締切時期を区内の方を先に設けて、それで充当できない場合は後ろの締め切りにその他を募集するイメージですか。

オリンピック・パラリンピック担当課オリンピック・パラリンピック担当係長 ウエブの項目にその他の別、すなわち区外の方も入れておりますので、最初から区内の方も区外の方も区別なく応募の対象とさせていただいております。

委員 人数を超えた場合は、そこで線引きをするというイメージですか。

オリンピック・パラリンピック担当課オリンピック・パラリンピック担当係長 定員を超えた場合は、区内在住、在勤、在学の方を優先するという形で抽せんをさせていただきます。

委員 そういう御案内で。はい。

会長 ほかに。 ないようでしたら、ただいまの報告を了解いたします。

高齢者名簿の警察への外部提供について

会長 次のその他報告事項です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 御説明いたします。

資料の50ページをごらんください。前回の10月の審議会におきまして、高齢者名簿の警察への提供に関する区の姿勢について御報告申し上げたところでございますが、進捗状況等、その後の進展がございましたので、所管課より報告いたします。

それでは、所管課の高齢福祉部高齢福祉課より説明いたします。お願いします。

高齢福祉課長 高齢福祉課長の尾方と申します。よろしく御願いいたします。お時間いただきまして、ありがとうございます。それでは、高齢者名簿の警察への提供につきまして御報告を申し上げます。

まず、資料の50ページ、1の主旨でございますが、区では、警察からの依頼に基づきまして高齢者の名簿の提供を実施してまいりましたが、今般、夏ごろでございますが、新聞報道などを契機に、区民の方などからその見直しを求める声をいただきまして、今後の提供につきまして検討いたしましたので、御報告するものです。

2の経緯の概略を御説明いたします。本件につきましては、当審議会におきまして平成19年に御報告をし、記載のように、区民の生命、身体などの安全を守るために、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに該当するとの御承認をいただき、警察署

の依頼に基づき実施してまいりました。

本年6月に、新宿区が特殊詐欺防止などのために名簿を警察などに提供することについて新聞報道がありまして、その後、世田谷区も含めてほかの自治体でも同様の実施があるということ、また、それに対する御意見などの報道がございました。世田谷区に対しても、その報道を見た方などから名簿を提供することについて見直しを求める声などもいただきまして、検討したものでございます。

3の警察への提供状況でございますが、区内の警察署から特殊詐欺被害防止などとして依頼があった際に、目的などを記載させまして確認した上で、その管轄内の高齢者のお名前、御住所、性別、生年月日を記載した名簿を2カ月間貸し出しまして、返却をさせてまいりました。その際には外部提供の禁止やリストの複写の禁止などを定めた個人情報に関する特記事項を提出させ、また、東京都においても条例や要綱などがございますので、そちらに基づいて適切に管理することなどを確認してまいりました。

提供状況は、概ね2年に1回という状況でございます。

警察での利用状況については、特殊詐欺被害防止のために戸別訪問をしたりというような御報告をいただいております。

次のページをごらんください。区民などからの御意見でございますが、提供するのであれば本人同意をとることが必要ではないかといったような御意見などをいただいております。

今後の方針でございますが、平成19年にこの審議会で御承認をいただいて実施してまいったところでございますが、この間、プライバシー意識の変化などもございましたし、また、御本人の同意をいただいた方だけに対しての啓発をするということでは、新宿区の例からもかなり数が少なくなることも見込まれますので、実効性の面からも、今後、警察に名簿を提供するという件については中止したいと考えております。こちらのほうが考えということで御報告をしまして、本日御意見をいただいて、御意見を持って帰って検討した後に決定をしたいと考えております。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。2007年、平成19年にこの審議会でかけられて、そこでその扱いを決めた上で提供してきましたよという経過の報告があったんですが、そのときの趣旨ですね。つまり、高齢者名簿を警察へ提供したときの、あるいは警察からの依頼の趣旨が何であったのか。50ページの(3)警察での利用状況では、高齢者に対する振り込め詐

欺を初めとする特殊詐欺被害防止対策という、今の時点での、今の局面でのことが書かれているんですけども、当時11年前はどういう趣旨だったんでしょうか。それをちょっと確認したいと思うんです。

高齢福祉課長 事前一括承認の中に加えていただいたのですが、各警察署の犯罪防止と交通事故の防止の充実という趣旨でございました。

委員 多分11年前というのは、今で言ういわゆる特殊詐欺みたいなものがそれほど余り喧伝されるような状況ではなくて、一般的な災害防止、あるいは一般的な防犯であるとかいうことだったと思うんですけども、その後、プライバシーをめぐる意識の変化ももちろんあると同時に、高齢者に対する災害時の要支援の関係であるとかを含めているような変化もこちらはこちらでまた起こってきているわけですね。そういったことを含めて判断をして、今回報告としては中止をしたいということなんですけれども、高齢者に係るさまざまな犯罪等、今は特殊詐欺も含めてですけども、そういうものも含めて、それからプライバシーの意識の変化の問題と総合的に判断をして今回下した、そういうふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございまして、高齢者の特殊詐欺被害は本当に世田谷区でも件数が多くて、何とか対策をしなければならぬということではございます。危機管理部門のほうでも件数や被害額が大変大きいということで、高齢者部門と連携して取り組みたいということで、この課題が議論される前から連携をして、どんな取り組みができるだろうかということを検討してまいりました。

例えば介護保険料の決定通知を65歳以上の方にお送りいたしますけれども、その中に啓発のチラシを同封したりですとか、あと、先日、せたがやシルバー情報という冊子を私どものほうから各戸配布させていただきまして、その中にも録音機の貸出しについても含めたチラシを入れさせていただいたりとか、そんなふうに警察に高齢者の名簿を貸し出す以外の方法で啓発をしたり、防止をしていく策を今後も検討してまいりたいと思います。

また、民生委員さんにはふれあい訪問にいつも御協力いただいておりますけれども、その中で御意見を頂戴した中でも、ふれあい訪問の中でも特殊詐欺防止チラシを渡してもいいんじゃないかという御提案をありがたいことに頂戴いたしましたので、そういった御協力もいただきながら、啓発については今後も力を入れてやってまいりたいと思っております。

委員 わかりました。名簿の扱いについての決定の経緯と、それから、引き続き高齢者の方をめぐっての被害防止をどう図るのか、それは自治体世田谷としての対応の問題になりますので、そこは一番最後の51ページの5のところ、名簿提供という方法ではいろいろな形で制約されるんだけれども、それにかわるものを今のお話では区としては対応していきたいということで、本来の趣旨である高齢者の方の被害防止をさらに進めていきたいということですね。よくわかりました。

委員 今月のことなんですけれども、玉川警察からとかいって特殊詐欺が結構起こっていますので御注意くださいみたいな電話がかかってきまして、0120からだったんですけれども、個人情報踏み込んで聴き出すような会話がなかったので、玉川警察に問い合わせたということが私自身あったんですけれども、今まで提供していた名簿は今後使用しないでくださいというのは警察に言うのか、もう出ちゃったものはそのまま利用していいということなのか、そこをお伺いしたいです。

高齢福祉課長 貸出しをした際には、お貸ししたものはそのまま返す、複写などはしないよということなので約束しておりますので、過去にお貸ししたものはお持ちではないということになります。

委員 そうすると、2カ月間だけだと、今月電話がかかってきた分というのは貸出期間中だったという理解ですか。

高齢福祉課長 いえ、実は今年度は貸出しの依頼はございませんでしたので、今年度は一切お貸ししておりません。

委員 では、過去に貸し出した分から複写していたのでかかってきたということですよ。

高齢福祉課長 複写についても禁止しておりますので、本来でしたら複写はしていないはずでございます。

委員 そうなんですけれども、玉川警察の説明だと、特殊詐欺が多いので、外部の業者に委託して電話をかけてもらっている状況ですというふうな説明だったんですね。でも、実際の原則としては複写しないということですね。わかりました。ありがとうございます。

区政情報係長 事務局から。お貸ししている名簿には電話番号は入っていないです。

委員 そうですか。

委員 その件でいきますと、電話帳でかかってくるみたいなんです。今そのかわいで特殊詐欺の電話がかかっていますという電話はうちにもかかってくる。ですから、それ

は警察のほうが悪者に委託して、電話帳からかけているようです。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、ただいまの報告を了解いたします。

それでは、次回の日程について事務局から報告をお願いします。

区政情報課長 それでは、日程について御説明いたします。

本日の会議次第にも記載しておりますけれども、平成30年度第6回の審議会につきましては、平成31年2月12日（火）午前10時から開催を予定しております。会場は第1庁舎5階の庁議室、こちらでございます。近づきましたら通知をお送りいたしますので、よろしくお願いたします。

また、今年の6月の審議会でも説明させていただいておるところでございますけれども、例年2月の審議会は審議事項の案件が多いことから、予備日として第7回を設定させていただいております。現在、諮問予定の案件を調査している最中でありまして、調査の結果によっては2月19日に審議会の開催をお願いする可能性がございます。委員の皆様におかれましては、御負担をおかけいたしまして大変申しわけございませんが、御承知お願いたします。

なお、2月19日に開催するか否かにつきましては、年明け1月中旬ごろに2月12日開催審議会の出席依頼文を送付いたしますので、その出席依頼文に2月19日に開催するか否かを記載して送付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

会長 ほかに何かありませんでしょうか。

3. 閉 会

会長 ないようでしたら、これで本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。